

科目基本情報	科目名 会社法	期別 後期	曜日・時限 月1・木1	単位 4
	担当者 伊達 竜太郎	対象年次 2年	授業に関する問い合わせ r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	会社法総論	
	2	ベンチャー・ビジネスと法規制	
	3	会社形態：株式会社・持分会社	
	4	設立（1）総論・設立手続	
	5	設立（2）発起人・設立責任	
	6	株式（1）総論・株主の権利と義務	
	7	株式（2）株式の譲渡とその制限	
	8	株式（3）自己株式	
	9	新株発行（1）意義・資金調達	
	10	新株発行（2）是正措置	
	11	新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使	
	12	社債：意義・発行手続	
	13	機関（1）総論	
	14	機関（2）株主総会の意義	
	15	機関（3）株主総会の決議	
	16	機関（4）取締役会・代表取締役	
	17	機関（5）取締役の権限・義務	
	18	機関（6）会社役員の実任・行為差止	
	19	機関（7）株主代表訴訟	
	20	機関（8）監査役・監査役会	
	21	機関（9）会計参与・会計監査人	
	22	機関（10）委員会設置会社	
	23	計算：企業会計の概要・剰余金分配	
	24	企業組織再編（1）総論	
	25	企業組織再編（2）合併	
	26	企業組織再編（3）株式交換・株式移転	
	27	企業組織再編（4）敵対的企業買収	
	28	国際会社法（1）会社従属法・外国会社	
	29	国際会社法（2）国際的合併・企業買収	
	30	総括	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 徳本穰『会社法』（法律文化社、2018年） または、伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第4版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣、2018年） ⇒ 初回講義時に指定する</p> <p>(2) 最新版の六法</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	家族法	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	2年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>わが国の民法第4・5編について講義を行います。夫婦や親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心とします。戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取り上げ、近時、子どもの権利が強調されることや、婚姻後の夫婦の氏や人工生殖、同性婚やパートナーシップなど国内外の動向も紹介しながら、社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。</p>	<p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。最近では婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあって、成年後見や私的扶養のあり方、さらに人の死亡による権利義務の承継システムなど多くの課題が本講義の中でも登場します。できるだけ解りやすい説明を心がけますので、関心のある方はぜひ受講してください。</p>
到達目標	<p>この授業の到達目標は、家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎であり、具体的に起こる財産関係法上の問題と家族法上の問題とが密接に関係することは、現実にはしばしばみられることでもあります。夫婦や親子といった家族関係に伴う属性を持つ個人として実際に財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題を処理する場合においては、家族法の知識と財産法の知識とはいずれも不可欠となります。本授業は1・2年次の財産法の学習と並行して学ぶことにより、3年時以降に配当される高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることを目指します。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	家族法の意義と変遷・課題	
	2	家庭裁判所と家事事件手続法（旧家審法）	
	3	親族法概説	
	4	婚姻の成立 再婚禁止期間 婚姻適齢	
	5	婚姻の効力 選択的夫婦別氏制	
	6	夫婦財産制 これからの夫婦財産のあり方	
	7	離婚 わが国の離婚制度の変遷 各国の離婚制度	
	8	離婚の成立 有責配偶者の離婚請求 協議離婚の課題	
	9	離婚の効果 財産分与と子をめぐり問題	
	10	婚外関係の法的保護 内縁・事実婚・同性婚・パートナーシップ	
	11	親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定	
	12	親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正	
	13	親子 養子 特別養子と藁の上からの養子	
	14	人工生殖 人工授精と体外受精・代理母	
	15	親権 後見・保佐・補助	
	16	子の奪取について-ハーグ条約	
	17	扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務	
	18	氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度	
	19	小括	
	20	相続法概説	
	21	相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在	
	22	相続分 非嫡出子の法定相続分差別	
	23	相続の承認と放棄 単純承認と限定承認	
	24	相続財産 具体的な範囲と遺産の共有	
	25	遺産分割 協議分割と審判分割	
	26	相続回復請求権	
	27	遺言の方式・執行および撤回	
	28	遺言の効力 遺贈	
	29	遺留分 遺留分減殺請求権	
30	総括		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特に指定せず、講義の初回にレジュメを配布し、毎回資料を追加配布します。昨今の最高裁違憲判決やそれを受けた家族法改正のため、教科書などは各社改訂が見込まれているので、特に自習用として購入しようとする方は相談してください。最新版の主要参考文献としては以下のものがあります。</p> <p>(1)「家族法(第3版)」大村敦志 (2)「民法 親族相続(第5版)」松川正毅 (3)「民法判例百選Ⅲ親族・相続」水野紀子ほか (4)「家族法/民法を学ぶ(第3版)」窪田充見 (5)「民法7親族・相続(第5版)」高橋朋子・床谷文雄・棚村政行(以上すべて有斐閣)</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>本授業では、家庭生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。したがって、夫婦関係や親子関係の成立や効力についての基礎的な知識については、できるだけ事前に必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨んでもらうことが学びの手立てとしては有用です。授業の中でも毎時間、前回までの振り返りを行うよう努めますが、みなさんの努力にも期待しています。毎回配布する資料は年間を通じてかなりの分量となりますので、毎講義後にレジュメと資料との関係性を整理することが各自の復習にも役立つと思います。</p>
	<p>評価</p> <p>前後期の期末試験(80%)および数次課されるレポートなど(20%)によって評価します。ただし、前期・後期末の試験をいずれかでも受けない場合は評価の対象となりません。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅰ・Ⅱ 国際私法 国際民事訴訟法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	環境法	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	柴田 優人	3年	授業後の教室での受け付けを原則とするが、研究室(5号館6階616号室)でも対応可。	

学びの準備	ねらい 環境問題をごみ問題や地球温暖化といったような「現象」としてのみ捉えることなく、また、法律や制度の概略を知識として暗記することとどまることなく、個々の環境問題を法的に考えるに際しての「ものの見方」を明確にする。	メッセージ 法律が制定される背景には、その法律によって達成・実現しようとする「政策」および「政策目標」が存在します。そして、実効的な環境保全を図るための法律や制度は、この達成・実現すべき「政策目標」の存在を前提としつつ作られます。そのため、個々の環境関連法律や環境保全制度を考察するに際しては、その背景にある「環境政策」を理解することが必須となります。
	到達目標 この講義の到達目標は、「環境法の基本的な考え方や手法を統一的・体系的に理解することができるようになる」ことと、「環境法理論と環境法制度がどのように形成され、また発展しつつあるのかを理解できるようになる」ことである。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	序論—基本的視点と環境法の学び方	参考文献：序論
	2	公害・環境法の生成(1)	参考文献：第1講
	3	公害・環境法の生成(2)	参考文献：第1講
	4	環境基本法の制定	参考文献：第2講
	5	環境法と環境法学	参考文献：第3講
	6	環境法の基本原則	参考文献：第4講
	7	環境権論の意義と課題(1)	参考文献：第5講
	8	環境権論の意義と課題(2)	参考文献：第5講
	9	環境保全の手法(1)—政策目標としての環境基準	参考文献：第6講
	10	環境保全の手法(2)—規制的手法	参考文献：第7講
	11	環境保全の手法(3)—合意的手法	参考文献：第8講
	12	環境保全の手法(4)—経済的手法	参考文献：第9講
	13	環境保全の手法(5)—情報的手法	参考文献：第10講
	14	中間まとめ	参考文献：第1～10講
	15	中間試験	疑問点をテキストで確認する
	16	公害規制の法的仕組	参考文献：第16講
	17	公害規制法の現状と課題(1)—大気汚染・水質汚濁	参考文献：第17講
	18	公害規制法の現状と課題(2)—騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染	参考文献：第18講
	19	環境リスクへの法的対応(1)—リスク管理制度としての環境アセスメント	参考文献：第12講
	20	環境リスクへの法的対応(2)—自主規制的リスク管理の法制度	参考文献：第13講
	21	循環型社会の法システム	参考文献：第19講
	22	廃棄物処理の法と行政	参考文献：第20講
	23	リサイクルの法と行政	参考文献：第21講
	24	自然保護法(1)—「自然保護」から「生物多様性の保全」へ	参考文献：第22講
	25	自然保護法(2)—自然環境保全の法と行政	参考文献：第23講
	26	自然保護法(3)—景観保全の法と行政	参考文献：第24講
	27	地球環境問題への法的取組(1)	参考文献：第25講
	28	地球環境問題への法的取組(2)	参考文献：第25講
	29	地方分権時代の環境法	参考文献：第14・15講
30	期末まとめ	参考文献：第12～25講	
31	期末試験	疑問点をテキストで確認する	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しない。講義に際しては、レジュメや判例その他の資料を配付し、適宜参照しつつ進める予定である。また、参考文献として、高橋信隆編著『環境法講義 [第2版]』信山社(2016) (3, 900円+税)を指定する。当該参考文献を講義の予習・復習に用いると、授業内容をより理解するために、大変有益である。その他については、講義の際に指示する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して、「自分はどう考えるか」も検討してほしい。</p>
	<p>評価</p> <p>中間試験30%、期末試験70%</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：憲法、行政法、地方自治法、民法（とりわけ、債権各論）、国際法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外国法 I	後期	月 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい アメリカはいわゆる英米法圏に属しており、判例法主義などさまざまな面でわが国とは異なった考え方の下で法制度が構築されてきている。この講義では、アメリカ公正労働基準法を題材として、わが国の労働基準法との比較検討を通じて、2国間の法制度の類似点と相違点について明らかにしていくことを目的とする。	メッセージ 講義に当たっては各単元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、日本とアメリカの法制度の違いを労働法を通じて検討していくため、労働法 I を受講していることが望ましい。
	到達目標 アメリカの公正労働基準法に関する基本的な知識を修得し、わが国との比較でどのような特徴を有しているかについて理解を深めることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	第2週～4週：英米法の基礎（その歴史、特徴など）	レジュメを参照して予習・復習
	3		レジュメを参照して予習・復習
	4		レジュメを参照して予習・復習
	5	第5週～7週：アメリカ法の基礎（合衆国憲法の規制内容）	レジュメを参照して予習・復習
	6		レジュメを参照して予習・復習
	7		レジュメを参照して予習・復習
	8	第8週～10週：アメリカ労働法の概要（歴史、構造など）	レジュメを参照して予習・復習
	9		レジュメを参照して予習・復習
	10		レジュメを参照して予習・復習
	11	第11週～13週：アメリカ公正労働基準法の規制内容	レジュメを参照して予習・復習
	12		レジュメを参照して予習・復習
	13		レジュメを参照して予習・復習
14	第14週～15週：わが国の労働基準法との比較検討	レジュメを参照して予習・復習	
15		レジュメを参照して予習・復習	
16	まとめ	レジュメを参照して予習・復習	
テキスト・参考文献・資料など テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。 参考文献： ・中窪裕也「アメリカ労働法（第2版）」（弘文堂・2010年）			
学びの手立て アメリカの労働法との比較検討を通じて、わが国の法制度に関する理解を深めて欲しい。			
評価 シラバス記載の到達目標の達成度に対して、レポート70%、平常点30%で総合的に評価する。			

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目：労働法 I
-------	---------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外書講読研究 I	前期	月 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	2年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	到達目標	

学びの準備	
-------	--

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)
	テキスト・参考文献・資料など

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など
-------	----------------

学びの実践	学びの手立て
-------	--------

学びの実践	評価
-------	----

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性 ドイツ法学史にかんする文献を読むことを通じて、多様な法学観を修得する。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外書講読研究Ⅱ	後期	水5	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。	メッセージ ドイツ語履修者が望ましいが、登録者をそれに限定するわけではない。法学世界の多様性に興味をもってくれることを期待します。
	到達目標 ドイツ語を通して彼等の規範意識を学ぶことは、翻って、自国の法文化を学ぶことにもなる。それはまた、郷土沖縄を理解することにも繋がるだろう。	

学びの準備	到達目標 ドイツ語を通して彼等の規範意識を学ぶことは、翻って、自国の法文化を学ぶことにもなる。それはまた、郷土沖縄を理解することにも繋がるだろう。
-------	--

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読していきながら授業を進めることになる。折に触れて、テキストから離れて、ドイツ法文化にまつわるエピソードなどを話すことで、肩の凝らない授業にしていきたい。
	テキスト・参考文献・資料など 初回に参加者と相談して決めたい。授業をすすめる中で適宜指示する。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 平常点やクラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論Ⅴ、及びⅥの履修を勧める。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	木 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	1年	hiyajo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してのこと。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	木 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	1年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してのこと。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度、授業参加度などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	清水 太郎	1年	各教員のメールアドレスなど	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジюмеを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通して、テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	木 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	1年	各教員のメールアドレスなど	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通して、テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	1年	各教員のメールアドレスなど	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、そ日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジюмеを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してること。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	金城 和三	1 年	kazumitsu@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通して、テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	火 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	1 年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 刑法各論判例50（有斐閣）を指定テキストとして使用するので購入しておくこと
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してのこと。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「基礎演習 II」
-------	--------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	清水 太郎	2年	各教員のメールアドレスなど	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	2年	hiyajo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	2年	各教員のメールアドレスなど	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年	各教員のメールアドレスなど	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	2年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	2年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝達する表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝達する表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 授業参加度と発表態度に加えて、報告や質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎経済学 I	前期	水 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	平 剛	2年	随時	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説しています。</p>	
到達目標	ミクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を考えることができるようになること。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. ミクロ経済学とは 3. 需要と供給 4. 需要曲線と消費者行動① 5. 需要曲線と消費者行動② 6. 費用の構造と供給行動① 7. 費用の構造と供給行動② 8. 市場取引と資源配分① 9. 市場取引と資源配分② 10. 独占の理論① 11. 独占の理論② 12. 企業と産業の経済学① 13. 企業と産業の経済学② 14. 消費者行動の理論① 15. 消費者行動の理論②
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>伊藤元重著『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。 N. G. マンキュー著，『マンキュー経済学 I ミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>特に復習をしっかりと。レジュメの問題は自分で解いてみて下さい。</p>
	<p>評価</p> <p>定期試験の結果により評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎経済学 II（マクロ経済学）との同時履修が望ましい。</p>
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎経済学Ⅱ	後期	水2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	平 剛	2年	随時	

学びの準備	ねらい 本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。	メッセージ
	到達目標 マクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を考えることができるようになること。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. マクロ経済学とは 3. マクロ経済における需要と供給① 4. マクロ経済における需要と供給② 5. 有効需要と乗数メカニズム① 6. 有効需要と乗数メカニズム② 7. 貨幣の機能① 8. 貨幣の機能② 9. マクロ経済政策（金融政策） 10. マクロ経済政策（財政政策） 11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析① 12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析② 13. 総需要と総供給：物価の決定① 14. 総需要と総供給：物価の決定② 15. 経済成長と経済発展
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>伊藤元重著、『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。 福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』，有斐閣アルマ，2001年。他，授業で紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>特に復習をしっかりと。レジュメの問題は自分で解いてみて下さい。</p>
	<p>評価</p> <p>定期試験の結果により評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎経済学Ⅰ（ミクロ経済学）とのペアでの履修が望ましい。</p>
-------	--

※ポリシーとの関連性

行政学の基本的知識を習得することによって、「広い視野から物事を思考する能力を養う」ことができる。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政学	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	照屋 寛之	2年	基本的には、授業終了後に質問、問い合わせ等は受けるが、研究室でも随時対応します。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。従って、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することはできない。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。	行政学を学ぶことによって、行政の非効率、問題点に気づき、賢い国民、市民になるきっかけになるであろう。行政への関心を高めることにもなる。
到達目標	行政学を学ぶことによって、行政の仕組み、わが国の行政の課題、問題点を理解することを心がける。同時に、公務員試験にも対応できるように基礎知識の習得も目指す。	

学びの実践	学びのヒント
	<p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政学とはどんな学問か：行政と国民生活との関連性 2 行政国家の成立要因 3 福祉国家を可能にした要因 と課題 4 行政学の誕生（アメリカの政治的伝統、政党と猟官制） 5 行政学の発展（政治行政分断論） 6 行政学の展開（政治行政融合論） 7 行政改革（1）今なぜ行政改革か 8 行政改革（2）行政改革の実際 9 中央政府と地方自治体（1）連邦制国家と単一主権国家 10 中央政府と地方政府（2）政府間関係の変容 11 議会と行政府（1）大統領制と議院内閣制 12 議会と行政府（2）政治家と行政官の関係はどうあるべきか 13 中間テスト 14 官僚制論（1） 15 官僚制論（2） 16 官僚制論（3） 17 わが国の官僚政治の現状と課題 18 政策過程（1） 19 政策過程（2） 20 日本の行政組織の特徴、 21 わが国行政組織における決定方式 22 日本の公務員制度 23 日本の官僚の人事システム 24 公務員制度改革の現状と課題 25 行政活動と政策（行政活動の性質、政策の概念） 26 行政責任論（1） 27 行政責任論（2） 28 現代行政とオンブズマン制度の必要性 29 沖縄県のオンブズマン制度の現状と課題 30 まとめ （31）期末テスト
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは森田 朗『現代の行政』第一法規 古賀茂明『日本中枢の崩壊』講談社 古賀茂明『官僚を国民のために働かせる法』光文社新書 信田智人『政治主導VS官僚支配』朝日新聞出版 その他、講義の中で必要に応じて紹介する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義中の私語、スマホ、携帯電話の使用は認めない。</p>
<p>評価</p> <p>評価は2回実施するテストの結果に感想文などを加味して行う。</p>	

学びの継続	次のステージ・関連科目 政策評価論、自治体経営論、都市政策論
-------	-----------------------------------

※ポリシーとの関連性 行政法に関する基本的な法理論を学び、社会が抱える課題を認識し、それを解決する方法を見出すことができるようになる。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政法 I	後期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	柴田 優人	2年	授業後の教室での受け付けを原則とするが、研究室(5号館6階616号室)でも対応可。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	行政法総論のうち、行政活動に関する一般的な法理論および法原則の概説を目的とする。行政法の基本構造についてできるだけ明確に、かつ行政と市民との具体的な関わりを意識しつつ、体系的に説明することで、行政法規の全体像を明確に理解できるようにする。	行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけでなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本講義を通じて得た知識を、これらの場面で活用してください。
到達目標	行政法の基本原則および行政法総論(行政救済法を除く)の基本的理解を確かなものとする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	行政法とはどのような法分野か	予習よりも復習に重点をおくこと。
	2	行政法の成立と法治主義①	そのためには、授業への出席が必須となる。
	3	行政法の成立と法治主義②	
	4	行政法の法源	
	5	行政法の一般原則	
	6	行政法と民事法の交錯	
	7	行政活動の仕組み	
	8	行政による基準設定①	
	9	行政による基準設定②	
	10	行政計画①	
	11	行政計画②	
	12	行政行為①	
	13	行政行為②	
	14	行政行為③	
	15	行政行為④	
	16	行政行為⑤	
	17	行政裁量①	
	18	行政裁量②	
	19	行政裁量③	
	20	行政裁量④	
	21	行政契約・行政指導①	
	22	行政契約・行政指導②	
	23	行政情報の収集・管理①	
	24	行政情報の収集・管理②	
	25	行政の実効性確保①	
	26	行政の実効性確保②	
	27	行政手続①	
	28	行政手続②	
	29	行政組織①	
30	行政組織②		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは指定しない。レジュメや資料を配付する。 参考文献等については、開講時に指示するので初回の授業に必ず出席すること。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して「自分はどう考えるか」も検討してみしてほしい。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験100%（但し、中間試験を実施した場合には、中間試験30%、期末試験70%とする。）</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>公務員試験等の各種試験に行政法が必要な学生は、来年度の「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」も必ず履修すること。 また、行政法に関心を抱いた場合には、来年度の行政法に関連する「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を是非履修してほしい。 その他、環境法や地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法など、行政法に関連する科目についても積極的に履修してほしい。</p>

※ポリシーとの関連性 行政法に関する基本的な法理論を学び、社会が抱える課題を認識し、それを解決する方法を見出すことができるようになる。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政法Ⅱ	前期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	柴田 優人	3年	授業後の教室での受け付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>行政活動は、究極的には国民の福祉の向上に資するためのものであるが、その反面、違法・不当な行政活動が行われ、国民の権利利益の救済が必要となることもないではない。本講義は、この意味での行政救済法、すなわち行政争訟法（行政上の不服申立て、行政訴訟）および国家補償法（国家賠償法、損失補償法、結果責任に基づく国家補償）の概説を目的とする。</p>	<p>行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけではなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本講義を通じて得た知識を、これらの場面で活用してください。</p>

到達目標	行政法Ⅰで学んだ行政法総論の知識・理解を基礎にして、行政救済法を理解する。
------	---------------------------------------

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	はじめに－行政救済法の意義と課題	予習よりも復習に重点をおくこと。
	2	行政訴訟①－行政訴訟の構造と司法権	そのためには、授業への出席が必須となる。
	3	行政訴訟②－行政訴訟の種類（抗告訴訟）	
	4	行政訴訟③－行政訴訟の種類（当事者訴訟）	
	5	行政訴訟④－行政訴訟の種類（客観訴訟）	
	6	取消訴訟①－訴訟要件序説	
	7	取消訴訟②－処分性	
	8	取消訴訟③－原告適格	
	9	取消訴訟④－狭義の訴えの利益	
	10	取消訴訟⑤－取消訴訟の審理	
	11	取消訴訟⑥－取消訴訟の判決	
	12	取消訴訟⑦－取消訴訟における仮の救済（執行停止）	
	13	無効等確認訴訟	
	14	不作為の違法確認訴訟	
	15	義務付け訴訟	
	16	差止訴訟	
	17	当事者訴訟	
	18	客観訴訟	
	19	行政過程における行政争訟①－行政上の不服申立て	
	20	行政過程における行政争訟②－（補論）行政審判、苦情処理	
	21	国家補償法①－国家補償制度の意義	
	22	国家補償法②－公権力の行使に基づく賠償責任①	
	23	国家補償法③－公権力の行使に基づく賠償責任②	
	24	国家補償法④－公権力の行使に基づく賠償責任③	
	25	国家補償法⑤－公権力の行使に基づく賠償責任④	
	26	国家補償法⑥－公の営造物の設置・管理と国家賠償①	
	27	国家補償法⑦－公の営造物の設置・管理と国家賠償②	
	28	国家補償法⑧－公の営造物の設置・管理と国家賠償③	
	29	国家補償法⑨－損失補償	
30	国家補償法⑩－結果責任に基づく国家賠償		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。レジュメや資料を配付する。 参考文献等については、開講時に指示するので初回の授業に必ず出席すること。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して「自分はどうか考えるか」も検討してほしい。</p>
	<p>評価 期末試験100%（但し、中間試験を実施した場合には、中間試験30%、期末試験70%とする。）</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 公務員試験等の各種試験に行政法が必要な学生は、後期の「行政法Ⅲ」を必ず履修すること。 また、前期月1・木1に開講される「環境法」と同時履修することが、効率的かつ効果的である。 その他、「地方自治法」、「情報公開法」、「個人情報保護法」、「公務員法」など、行政法に関連する科目についても、積極的に履修してほしい。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政法Ⅲ	後期	月1	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	柴田 優人	3年	授業後の教室での受け付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	行政法に関連する裁判例の学習を通じて、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの講義を通じて身につけた行政法学の基本的知識を再確認し、行政法学への理解を深める。	行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの講義を通じて、みなさんが学んできた行政法理論は抽象度の極めて高いものだったと思います。それ故に、体系としては整っている反面、「わかりにくさ」もあったことと思います。本講義では、行政法に関連する裁判例の学習を通じて、行政法の「わかりにくさ」を少しでも解消していくことを目指します。
到達目標	この講義の到達目標は、「行政法に関連する重要判例の学習を通じて、これまでに学習してきた行政法理論への理解をより深める」ことである。	

学びの実践	学びのヒント																																																			
	授業計画																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>テーマ</th> <th>時間外学習の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>行政法における判例学習の意義</td> <td>予習よりも復習に重点をおくこと。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>法治主義</td> <td>そのためには、授業への出席が必須となる。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>行政による基準設定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>行政行為①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>行政行為②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>行政裁量①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>行政裁量②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>行政契約・行政指導</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>処分性①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>処分性②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>原告適格①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>原告適格②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>公権力の行使に基づく賠償責任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>公の営造物の設置・管理①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>公の営造物の設置・管理②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>期末試験</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回	テーマ	時間外学習の内容	1	行政法における判例学習の意義	予習よりも復習に重点をおくこと。	2	法治主義	そのためには、授業への出席が必須となる。	3	行政による基準設定		4	行政行為①		5	行政行為②		6	行政裁量①		7	行政裁量②		8	行政契約・行政指導		9	処分性①		10	処分性②		11	原告適格①		12	原告適格②		13	公権力の行使に基づく賠償責任		14	公の営造物の設置・管理①		15	公の営造物の設置・管理②		16	期末試験	
	回	テーマ	時間外学習の内容																																																	
1	行政法における判例学習の意義	予習よりも復習に重点をおくこと。																																																		
2	法治主義	そのためには、授業への出席が必須となる。																																																		
3	行政による基準設定																																																			
4	行政行為①																																																			
5	行政行為②																																																			
6	行政裁量①																																																			
7	行政裁量②																																																			
8	行政契約・行政指導																																																			
9	処分性①																																																			
10	処分性②																																																			
11	原告適格①																																																			
12	原告適格②																																																			
13	公権力の行使に基づく賠償責任																																																			
14	公の営造物の設置・管理①																																																			
15	公の営造物の設置・管理②																																																			
16	期末試験																																																			
テキスト・参考文献・資料など	<p>テキストは指定しない。レジュメや資料を配付する。</p> <p>参考文献等については、開講時に指示するので初回の授業に必ず出席すること。</p>																																																			
学びの手立て	<p>行政法を体系的に理解するためには、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの双方を履修することが必須である。そのため、本講義においては、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの双方を履修済であることを前提に説明する必要があることに留意されたい。但し、単位取得の有無は問わないし、相当な努力を求められることを承知のうえであれば、行政法Ⅰ・Ⅱを未履修の学生の受講も歓迎する。</p>																																																			
評価	<p>期末試験100%の予定であるが、履修者数が少ない場合には、レポート100%に変更することもありうる。</p>																																																			

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>講義で扱ったもの以外にも、行政法の講義で学んだ知識が役立つ法分野はたくさんあります。地方自治法や情報公開法、個人情報保護法、環境法、社会保障法などを、是非積極的に受講して下さい。</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	経済法	前期	火4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	3年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>「独占禁止法（独禁法）」は、経済活動を規律する「経済法」の核をなす基本法である。市場における競争を維持・促進し、消費者の利益を保護し、経済の民主的発展を促すことを主たる目的としている。「独禁法」は、企業の取引とも密接に関係している。本講では、市場経済において公正で自由な競争を維持するための経済活動の中心にある「独禁法」のエッセンスを説き明かす。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「経済法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p> <p>内閣府沖縄総合事務局の総務部公正取引室長などに来て頂き、「独占禁止法教室」も開催する。</p>
到達目標	法と経済学や国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	学びのヒント																																																				
	授業計画																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>テーマ</th> <th>時間外学習の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>経済法総論</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>独禁法の規制内容</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>企業結合（1）総論</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>企業結合（2）合併・株式保有等の規制</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>不当な取引制限（1）カルテルと関連規定</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>不当な取引制限（2）禁止規定・課徴金</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>私的独占（1）総論</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>私的独占（2）要件・効果</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>不公正な取引方法（1）取引拒絶</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>不公正な取引方法（2）不当対価</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>不公正な取引方法（3）事業活動の不当拘束など</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>事業者団体の活動</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>国際取引（1）独禁法の域外適用</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>国際取引（2）国際カルテル・国際合併など</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>独禁法のドメイン：政府規制分野・知的財産など</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>期末試験</td><td></td></tr> </tbody> </table>	回	テーマ	時間外学習の内容	1	経済法総論		2	独禁法の規制内容		3	企業結合（1）総論		4	企業結合（2）合併・株式保有等の規制		5	不当な取引制限（1）カルテルと関連規定		6	不当な取引制限（2）禁止規定・課徴金		7	私的独占（1）総論		8	私的独占（2）要件・効果		9	不公正な取引方法（1）取引拒絶		10	不公正な取引方法（2）不当対価		11	不公正な取引方法（3）事業活動の不当拘束など		12	事業者団体の活動		13	国際取引（1）独禁法の域外適用		14	国際取引（2）国際カルテル・国際合併など		15	独禁法のドメイン：政府規制分野・知的財産など		16	期末試験		
	回	テーマ	時間外学習の内容																																																		
1	経済法総論																																																				
2	独禁法の規制内容																																																				
3	企業結合（1）総論																																																				
4	企業結合（2）合併・株式保有等の規制																																																				
5	不当な取引制限（1）カルテルと関連規定																																																				
6	不当な取引制限（2）禁止規定・課徴金																																																				
7	私的独占（1）総論																																																				
8	私的独占（2）要件・効果																																																				
9	不公正な取引方法（1）取引拒絶																																																				
10	不公正な取引方法（2）不当対価																																																				
11	不公正な取引方法（3）事業活動の不当拘束など																																																				
12	事業者団体の活動																																																				
13	国際取引（1）独禁法の域外適用																																																				
14	国際取引（2）国際カルテル・国際合併など																																																				
15	独禁法のドメイン：政府規制分野・知的財産など																																																				
16	期末試験																																																				
テキスト・参考文献・資料など	<p>(1) 川濱昇＝瀬領真悟＝泉水文雄＝和久井理子『ベーシック経済法〔第4版〕』（有斐閣、2014年）</p> <p>(2) 最新版の六法</p> <p>(3) 必要に応じて、適宜資料を配布する。</p>																																																				
学びの手立て	<p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。</p> <p>講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>																																																				
評価	<p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、授業参加度が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>																																																				

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、手形・小切手法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑事政策 I	前期	火 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	2年		

学びの準備	ねらい 刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということをも再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようをあらためて意識することのきっかけになればと考えている。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	近代法における犯罪者の像	
	2	犯罪人類学の登場と刑法学	
	3	個人の病としての犯罪	
	4	社会病理としての犯罪；アノミー理論	
	5	都市問題としての犯罪；社会解体論	
	6	文化としての犯罪；非行副次文化理論	
	7	社会構造と犯罪；アノミーとアメリカ社会	
8	社会構造と犯罪 2；社会改良主義と犯罪理論		
9	レッテルとしての犯罪；ラベリング理論		
10	犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開		
11	合理的行動としての犯罪；犯罪機会論		
12	現代的犯罪予防論		
13	新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策		
14	まとめ I		
15	まとめ II		
16	テスト		
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。		
	学びの手立て		
	評価 テストの結果および受講態度による。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑事訴訟法	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	講義では法学部生の常識と呼べる程度において、現在の刑事手続の流れ及び概念をおもに判例の動向に即して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法（則）と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めたい。観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壌の中から生み	初学者にもわかりやすく教えます。他学部の学生の大歓迎。この講義をきっかけに日本の刑事裁判の話題に興味を持ってくれるとうれしい。対話型で授業を進めたいので、はなしかけられても大丈夫。そのような受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。

到達目標	標準的な刑事手続きの用語を自分の言葉で具体的に説明できる。 刑事裁判に関する時事問題について自ら調べ、わかりやすく説明できる。
------	--

学びのヒント	授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）																													
	<p>《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、 （1）刑事訴訟法の理念（2）捜査・起訴（3）公判審理（4）裁判・上訴（5）刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、《えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある》と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法にあたる13、15から17を前倒して講義の初期の段階で述べる。</p> <p>そこで、</p> <table border="0"> <tr> <td>1 裁判とはどのようなものか</td> <td>2 真実追究と人権保障の相克</td> </tr> <tr> <td>3 刑事裁判の基本原則</td> <td>4 捜査と令状主義</td> </tr> <tr> <td>5 国家訴追主義・起訴独占主義</td> <td>6 公判手続きと当事者主義</td> </tr> <tr> <td>7 捜査と裁判</td> <td>8 刑事手続きと捜査の役割</td> </tr> <tr> <td>9 捜査機関</td> <td>1 0 捜査の流れ</td> </tr> <tr> <td>1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義</td> <td>1 2 捜査の適正化のための方法</td> </tr> <tr> <td>1 3 違法収集証拠の排除法則</td> <td>1 4 公判手続き</td> </tr> <tr> <td>1 5 証拠と事実認定</td> <td>1 6 証拠の種類</td> </tr> <tr> <td>1 7 事実認定における証拠の扱い</td> <td>1 8 迅速な裁判の実現</td> </tr> <tr> <td>1 9 判決</td> <td>2 0 誤判とその救済</td> </tr> <tr> <td>2 1 誤判の救済制度</td> <td>2 2 再審</td> </tr> <tr> <td>2 3 公判手続き以外の手続き</td> <td>2 4 被害者参加人制度</td> </tr> <tr> <td>2 5 裁判官と裁判所</td> <td>2 6 司法権の独立</td> </tr> <tr> <td>2 7 検察官と検察庁</td> <td>2 8 検察官同一体の原則</td> </tr> <tr> <td>2 9 弁護士と弁護士会</td> <td>3 0 弁護士の地位</td> </tr> </table>	1 裁判とはどのようなものか	2 真実追究と人権保障の相克	3 刑事裁判の基本原則	4 捜査と令状主義	5 国家訴追主義・起訴独占主義	6 公判手続きと当事者主義	7 捜査と裁判	8 刑事手続きと捜査の役割	9 捜査機関	1 0 捜査の流れ	1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義	1 2 捜査の適正化のための方法	1 3 違法収集証拠の排除法則	1 4 公判手続き	1 5 証拠と事実認定	1 6 証拠の種類	1 7 事実認定における証拠の扱い	1 8 迅速な裁判の実現	1 9 判決	2 0 誤判とその救済	2 1 誤判の救済制度	2 2 再審	2 3 公判手続き以外の手続き	2 4 被害者参加人制度	2 5 裁判官と裁判所	2 6 司法権の独立	2 7 検察官と検察庁	2 8 検察官同一体の原則	2 9 弁護士と弁護士会
1 裁判とはどのようなものか	2 真実追究と人権保障の相克																													
3 刑事裁判の基本原則	4 捜査と令状主義																													
5 国家訴追主義・起訴独占主義	6 公判手続きと当事者主義																													
7 捜査と裁判	8 刑事手続きと捜査の役割																													
9 捜査機関	1 0 捜査の流れ																													
1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義	1 2 捜査の適正化のための方法																													
1 3 違法収集証拠の排除法則	1 4 公判手続き																													
1 5 証拠と事実認定	1 6 証拠の種類																													
1 7 事実認定における証拠の扱い	1 8 迅速な裁判の実現																													
1 9 判決	2 0 誤判とその救済																													
2 1 誤判の救済制度	2 2 再審																													
2 3 公判手続き以外の手続き	2 4 被害者参加人制度																													
2 5 裁判官と裁判所	2 6 司法権の独立																													
2 7 検察官と検察庁	2 8 検察官同一体の原則																													
2 9 弁護士と弁護士会	3 0 弁護士の地位																													

実践	テキスト・参考文献・資料など 開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。
----	---

学びの手立て	休まずに出席すること。那覇地裁で行われている実際の刑事裁判、職業裁判官だけの裁判と裁判員裁判の双方を傍聴すると、講義の内容がより深まる
--------	---

評価	地裁での刑事裁判の傍聴（検事の起訴状朗読から判決まで）をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価で優遇（提出は任意）。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きる事が理由。成績評価は試験（講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかつた範囲内だけに限定）と出欠状況。
----	---

学びの継続	次のステージ・関連科目 刑法各論、現代社会と犯罪Ⅱ（少年法）も履修することが期待される
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑法各論	通年	火3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	『犯罪』とは、ある社会病理現象に、刑法の条文を「法解釈」によって『構成要件』に加工して適用した結果。犯罪毎に『構成要件』は異なる。実際の社会病理現象は様々で、それに応じて『構成要件』も変わるからだ。これを学習するのが、刑法各論。諸君が学んだ「刑法総論」が体系的な思考方法ならば、問題別思考方法をとらなければならない。刑法各論の学習は、刑法総論の正確な理解のうえ	楽しくなければ授業でない。 対話型で授業を進めたいので、はなしかけても大丈夫そうな受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。
到達目標	刑法所定の各犯罪類型の立法理由、解釈運用の実態の正確な理解と、小学生にも説明できる伝達力の涵養	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	刑法各論の学習のコツ	
	2	個人的法益とは何か	
	3	生命身体の安全を害する罪	
	4	殺人の罪	
	5	傷害の罪・堕胎の罪・遺棄の罪	
	6	過失致死傷害の罪	
	7	自由を害する罪	
	8	逮捕監禁の罪・脅迫の罪・拐取及び誘拐の罪	
	9	強制わいせつ罪・強姦罪	
	10	住居・秘密を侵す罪	
	11	名誉・信用・業務を害する罪	
	12	財産犯総説	
	13	窃盗の罪、強盗の罪、恐喝の罪	
	14	詐欺の罪（1）	
	15	詐欺の罪（2）	
	16	横領の罪	
	17	背任の罪	
	18	盗品関与の罪	
	19	毀棄・隠匿の罪	
	20	財産犯総括	
	21	中間試験	
	22	社会的法益とは何か	
	23	公共の安全を害する罪：放火の罪ほか	
	24	経済取引秩序を害する罪	
	25	文書偽造の罪	
	26	通貨偽造の罪	
	27	公共の安全を害する罪、風俗に関する罪	
	28	国家的法益とは何か	
	29	国家の安全を害する罪	
30	国家の機能を害する罪		
31	学年末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 刑法判例百選Ⅱ各論（有斐閣）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 授業で教わったことを丁寧に復習すること。 2) 那覇地裁で毎日行われている刑事裁判を傍聴し、授業で教わった犯罪類型が法廷ではどのように扱われているかを具体的に知ることが大事。
	<p>評価</p> <p>試験による。気まぐれに実施される出席調査を兼ねる小テストも評価の対象。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：刑事訴訟法、刑事政策、現代社会と犯罪Ⅱ（少年法）</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑法総論	前期	月3・木3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	2年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	『なぜ国は犯罪の被害者でないにもかかわらず犯罪者を死刑にできるのか?』が刑法を考える出発点である。通説を要領よくまとめた中山研一『口述刑法総論』成文堂をベースに判例通説をさらに深く批判的に考えるために、これに対しやや異なる立場からまとめられた拙著を用いながら、刑法理論の実像に迫りたい。講義では、刑法の基本観念(罪刑法定主義・法益保護の原則【侵害原理】・責任主	初学者にもわかりやすく教えます。他学部の学生の歓迎。この講義をきっかけに、犯罪とは何か、刑罰は何を根拠にして科されるのか自分の頭で考えることができますようにします。 対話型で授業を進めたいので、話しかけられても大丈夫そうな受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。

到達目標	標準的な刑法学の用語を自分の言葉で説明できる。 国はなぜ国民に刑罰を科すことが可能なのか小学生にも説明できるようになる。
------	---

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	教科書の使い方・講義の受け方	
	2	刑法思想・刑法学説の歴史・罪刑法定主義	
	3	客観主義の刑法理論	
	4	刑罰一応報刑主義	
	5	犯罪一行為責任の原則	
	6	国家と刑法一民主主義と刑法	
	7	犯罪論の構成(序論)	
	8	行為論一行為論の独立性	
	9	目的的行為論その他	
	10	真正不作為犯と不真正不作為犯	
	11	法人の犯罪能力・両罰規定	
	12	構成要件論	
	13	因果関係論	
	14	違法論一違法性と責任の関係	
	15	形式的違法性と実質的違法性	
	16	違法性阻却事由	
	17	責任論一責任の本質	
	18	責任の構造	
	19	責任能力	
	20	故意と過失	
	21	信頼の原則	
	22	錯誤	
	23	期待可能性をめぐる諸問題	
	24	未遂論	
	25	共犯論(序論)	
	26	共謀共同正犯その他	
	27	共犯と錯誤、共犯と身分、必要的共犯	
	28	罪数論	
	29	刑罰論一刑罰の本質	
30	刑の種類、刑の量定、執行		
31	テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定教科書：中野正剛『刑法総論講義案 第2版』成文堂（厚生会館1階の朝野書店で扱い中）</p> <p>参考書</p> <p>大越義久『刑法総論』（有斐閣）、中山研一『概説刑法Ⅰ』（成文堂）、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法』日本評論社、前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、井田・『刑事法講義ノート』慶応義塾大学出版会</p>
学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>欠席しないこと。 日々、那覇地裁などで行われている刑事裁判に傍聴に出かけ、犯罪はどのように認定され、そしてなぜ犯罪とされるのか学ぶことも学習の動機付けとして大事。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験（論述式）による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。</p>
学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑法各論を引き続いて履修すること</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	憲法 I	前期	月 1・木 1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	1 年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>近代以降の憲法は、基本的人権の保障と統治の機構を主な構成要素としている。その理念や基本原理をふまえた上で、現実の諸問題を考えなければなりません。この講義では、基本的人権の概念とその保障のあり方、日本社会における憲法問題、憲法をめぐる最近の諸問題、などを取りあげる予定です。</p>	<p>旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。</p>
到達目標	法とは何か、権利と人権のちがひ、人権保障のあり方や仕組みなどが理解できる。身の回りの法的諸問題が理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	法とは何か — 国家と法	レジュメ、資料等をよく読むこと
	3	憲法とは何か — 人権保障と立憲主義	参考文献の関連箇所を参照
	4	基本的人権の歴史 — 近代と現代	(以下、同じ)
	5	二つの憲法と人権保障 — 臣民と国民	
	6	平和に生きる権利 — 平和主義と安全保障	
	7	「非武装」と集団的安全保障	
	8	ビデオ「最高裁判所」視聴	
	9	外国人に人権は保障されるか	
	10	「会社」に人権は保障されるか	
	11	「法の下での平等」の現在 — 平等原則	
	12	ビデオ「22歳の涙が生んだ男女平等」視聴	
	13	人権の制約は許されるか — 違憲審査基準	
	14	信教の自由と政教分離原則	
	15	表現の自由の規制と違憲審査	
	16	知る権利と情報公開	
	17	プライバシー権と個人情報の保護	
	18	ビデオ「プライバシー」視聴	
	19	営業は自由にできるか	
	20	財産権の保障と損失補償	
	21	人間らしく生きる権利	
	22	教育を受ける権利と教育の自由	
	23	働くことは権利か	
	24	刑事裁判と人身の自由	
	25	被疑者・被告人の人権	
	26	ビデオ「日独裁判官物語」視聴	
	27	現代日本の憲法問題 (1)	
	28	現代日本の憲法問題 (2)	
	29	米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題	
30	質問と回答		
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません（講義の際にプリントを配布する予定）。ただし、六法等、日本国憲法の規定・条文が載っているものを必ず持参すること。以下は参考文献（憲法の条文付）。</p> <p>(1) 井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社 (2) 倉持孝司編『歴史から読み解く日本国憲法（第2版）』法律文化社 (3) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>レジュメや資料、参考文献に書かれていること、講義内容などを暗記するのではなく、内容をよく理解すること。専門用語など、わかりにくいことは法学辞典等で調べる。</p>
	<p>評価</p> <p>(1) 評価の基本は学期末に行う論述試験とします。 (2) 必要に応じて、小テストを行うかレポートの提出を求めます。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>法学セミナー、法律時報等で興味のある特集、論説などを読むこと。政治、経済、歴史等に関する本を読むこと。</p>

※ポリシーとの関連性 「憲法Ⅰ」の範囲のうち、統治機構の学修を深めることを目的とします。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	憲法Ⅱ	前期	水3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-鎌田 晋	2年	skamata@hotmail.co.jp	

学びの準備	ねらい 地方自治制度を根幹とする地域の行政活動の仕組みを理解するには「日本国憲法」が採用する統治機構の基本原則・制度の理解が必要不可欠です。授業では、日本国憲法の現実の運用や判例等を通して「日本国憲法」の定める統治機構についての解釈論を学修します。	メッセージ 法学部の学生にとって、憲法の理解は必須です。また、各種国家試験や公務員試験においても憲法は重要な科目になっています。授業を通して憲法の基本を理解するとともに、各種国家試験等にも対応できる実力をつけて欲しいと思っています。なお、授業に際しては必要な範囲で基本的人権に関する判例等も取り上げます。
	到達目標 ①「日本国憲法」が採用する統治機構の基本を理解する。②「日本国憲法」に関する種々の問題について、条文や判例に基づき自らの見解を論じることができるようになる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（立憲主義）	テキスト p. 3～p. 17を読む
	2	国民主権・天皇制	同 p. 35～p. 53を読む
	3	権力分立	同 p. 287～p. 292を読む
	4	国会（1）	同 p. 292～p. 299を読む
	5	国会（2）	同 p. 299～p. 312を読む
	6	国会（3）	同 p. 312～p. 321を読む
	7	内閣（1）	同 p. 322～p. 325を読む
	8	内閣（2）	同 p. 325～p. 330を読む
9	内閣（3）	同 p. 330～p. 335を読む	
10	裁判所（1）	同 p. 336～p. 346を読む	
11	裁判所（2）	同 p. 347～p. 356を読む	
12	裁判所（3）	同 p. 356～p. 359を読む	
13	財政・地方自治	同 p. 360～p. 373を読む	
14	違憲審査制（1）	同 p. 377～p. 384を読む	
15	違憲審査制（2）	同 p. 384～p. 392を読む	
16	期末試験		
実践	テキスト・参考文献・資料など ・テキストは、芦部信喜『憲法（第六版）』（2015年3月 岩波書店）を使用しますので準備してください。 ・講義の際、六法を参照するので準備してください。六法の種類は問いませんが、期末試験では判例付六法は使用できないので、注意してください。 ・テキストに載っている判例をより詳しく理解する参考文献としては『別冊Jurist 憲法判例百選①』、『別冊Jurist 憲法判例百選②』（いずれも有斐閣）がありますので、適宜参照してください。		
	学びの手立て ・毎回、出欠確認を行います。 ・授業前に、指定されたテキストの予習範囲を読んでおいてください。 ・授業のなかで、各種国家試験や公務員試験で出題された問題を解いてもらうことがあります。 ・授業後は、テキストの該当範囲の復習（特に授業で取り上げた判例の確認）を行ってください。		
	評価 期末試験 … 80点 平常点（出席状況や授業に対する取組み姿勢等） … 20点		

学びの継続	次のステージ・関連科目 公法の理解を深めるため、「行政法」に関する講義を受講することを勧めます。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	現代社会と犯罪 I	前期	月 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	3年		

学びの準備	ねらい この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力点を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	はじめに	
	2	刑事裁判の変貌 1 ; 裁判員裁判	
	3	刑事裁判の変貌 2 ; 犯罪被害者の参加	
	4	司法と福祉 1 ; 触法少年の処遇	
	5	司法と福祉 2 ; 触法精神障害者の処遇	
	6	親密圏における犯罪化 ; ストーカー・DV・児童虐待	
	7	交通犯罪における厳罰化	
	8	薬物犯罪	
	9	組織犯罪	
	10	国際社会と犯罪 ; 国際刑法	
	11	日米地位協定における刑事裁判権	
	12	日本社会における治安の悪化と犯罪不安	
	13	犯罪予防論 ; 安全・安心なまちづくり	
	14	犯罪情勢と犯罪統計	
	15	まとめ	
	16	テスト	
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。		
	学びの手立て		
	評価 期末テストの結果による。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	現代社会と犯罪Ⅱ	後期	月3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象事件には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の』	メッセージ 同じ犯罪を犯した場合でも、行為者の年齢に応じて裁判の仕組み、処遇方法ほかの違いが、なぜ生じるのか理解を深めよう
	到達目標 少年法の仕組みと目指す目的を、小学生にも説明できるようにすること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	
	回	テーマ
	1	なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義）
	2	現行少年法の特徴
	3	子どもの人権と人としての人権という2つの人権
	4	少年法の理念と基本構造—保護主義と保護手続
	5	手続の概観
	6	発見過程とその問題点
	7	家庭裁判所の受理
	8	調査過程
9	審判過程（1）	
10	審判過程（2）	
11	少年の刑事事件（1）	
12	少年の刑事事件（2）	
13	少年法改正論議	
14	少年司法と国際準則	
15	世界諸国の少年法制	
16	試験	
	時間外学習の内容	
	テキスト・参考文献・資料など テキスト プリント配布 最新の六法 参考文献 武内謙治『少年法講義』日本評論社、伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社	
	学びの手立て 毎回欠かさず出席し、復習を忘れずに励行する	
	評価 試験や日ごらの受講態度などを総合勘案して評価をする	

学びの継続	次のステージ・関連科目 同じ犯罪を扱う 刑法 刑事訴訟法との違いを理解する素地を身につけることで卒業後 警察官などになったときに問題解決能力を高める
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際私法	通年	水 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	3年	研究室：5-618 Mail：kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	現在の国際社会には200以上の国や法域があり、それぞれの法律の内容は異なっている。私法の法統一は限られた分野でしかできていないため、いずれの国や法域の法律を適用してこうした私的紛争を解決するかがしばしば問題となる。今日では国際私法によって決定された準拠法により、法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。本講では、その適用プロセスの理解を深めていきたい。	この授業は、民法や商法などの実質法は各国がそれぞれ異なる内容となっていることから生じる法の抵触問題を考えようとするものです。例えば、米国は州によって民法が異なるので同じ米国籍者であっても結婚できる年齢は異なります。A州民法で認められた14歳のアメリカ人女性と日本人の18歳男性は結婚できるのか？などの問題について考える授業です。関心があれば気軽に受講してください。

学びの準備	到達目標
	この授業での到達目標は、国際私法に関する基本的な知識や準拠法を導き出すための思考方法を習得することにあります。国際私法は、国際的な民事や商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ学問ですから、この授業の習得によって、国際的な商取引や国際結婚・離婚、国際養子縁組やあるいは国際的な民事紛争を解決するためのさまざまな道筋を理解することにきつと役立つものと考えます。すでに私たちの生活関係をめぐる急速な国際化により、外国や外国人と関わりを持つ私的法律問題が身近に迫っていることを認識するならば、こうした法分野への知識を高めることがますます必要となってくることは言うまでもありません。複雑になっていくこれからの国際家族や取引のありかたを理解したうえで、自らその解決を見いだせるような柔軟な思考力をめざしていきます。

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（講義の進め方）	
	2	緒論 国際私法と国際民事手続法	
	3	国際私法の意義	
	4	国際私法と統一法	
	5	国際私法による問題解決の実際	
	6	国際民事手続法	
	7	総論 国際私法の構造	
	8	単位法律関係と性質決定	
	9	連結点の確定	
	10	日本の国籍法	
	11	連結点としての国籍および住所、常居所	
	12	準拠法の特定－反致	
	13	不統一法・未承認国法の指定	
	14	準拠法の適用－国際私法上の公序	
	15	小括	
	16	各論 総説	
	17	自然人－権利能力・行為能力	
	18	氏名について	
	19	法人－従属法	
	20	法律行為－当事者自治の原則	
	21	法定債権	
	22	国際婚姻の成立	
	23	国際婚姻の効力	
	24	夫婦財産制	
	25	国際離婚	
	26	国際親子－実親子関係	
	27	国際親子－養親子関係	
	28	物権その他の財産権－知的財産権	
	29	国際相続	
30	総括		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>講義では適宜レジュメを配布するのでテキストとしては指定しないが、推奨する参考書としては以下の通り。 「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）または「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）、併せて(1)「国際私法判例百選（第2版）」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博 (3)「国際私法（第6版）」桜田嘉章 (4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫 (5)「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡辺惺之 (6)「国際私法(リーガルクエスト) 中西康ほか（上記はすべて有斐閣）が有用である。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>国際私法という法分野は、皆さんがこれまでに学んだ法律科目とはおそらく次元が異なります。ある裁判で、各国に存在するそれぞれ異なる内容の法律(例えば民法)のうち、どこの国の法律(例えば民法)を選択して判断基準として用いるかを決定するのが仕事です。つまり、日本の裁判所で行われる裁判であっても、日本の裁判官は、場合によっては日本の民法ではなく、ある外国の民法を基準にして判決しなければならないこともあるのです。したがって、こうした特別なプロセスを扱う国際私法という法分野には、国際私法でしか使わない特有の用語がたくさん登場してきます。この講義では、できるだけ解りやすい事例を挙げながらこうした法概念を明らかにしていきますので、講義の後にはぜひ振り返って整理してください。</p>
	<p>評価</p> <p>前期末の小試験および後期末試験（80%）、中間レポート（20%）で評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>選択科目の中で、国際的な民事商事事件の紛争を処理する国際法系科目としては本講義のほか、「国際民事訴訟法」があります。関連する発展領域の専門科目としては「知的財産法」、「国際法」および「経済法」などがあり、それらを理解する前提として国際私法は比較的初期の段階で学ぶべき科目として位置づけられています。なお、2年次までに、民法の財産法や家族法、商法などを履修しておくとなお一層の理解に役立ちます。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際政治学	前期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	野添 文彬	2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい この講義のテーマは「戦争と平和」です。戦争はなぜ起こるのか。平和を実現するためにはどうすればいいのか。米軍基地を抱える沖縄に住む私たちだからこそ、この問題を真剣に考える必要があります。この講義では、「戦争と平和」の問題を歴史的・理論的に考え、みなさんが国際政治を考える視座を提供します。	メッセージ 「戦争」と「平和」は人類にとって普遍的な問題です。難しくそうですが、決して避けることのできないこのテーマについて、一度考えてみませんか。本講義では、写真やDVDを使って視覚的にも理解できるように心がけます。
	到達目標 最近の国際問題の歴史的背景や考え方を説明できるようになることを目指します。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	イントロダクション	
	2	国際社会とは何か	前回の復習+時事問題のチェック
	3	主権国家体制の成立	以下、同じ
	4	ウィーン体制	
	5	ビスマルク体制	
	6	帝国主義の時代	
	7	第一次世界大戦①	
	8	第一次世界大戦②	
	9	ベルサイユ体制	
	10	ワシントン体制	
	11	第一次世界大戦後の国際システムの崩壊	
	12	第二次世界大戦①	
	13	第二次世界大戦②	
	14	冷戦の開始	
	15	中間テスト	
	16	冷戦の展開	
	17	ベルリン・キューバ危機	
	18	ベトナム戦争	
	19	デタント	
	20	冷戦の終焉①	
	21	冷戦の終焉②	
	22	1990年代の国際政治	
	23	2000年代の国際政治	
	24	リアリズム	
	25	リベラリズム	
	26	コンストラクティビズム	
	27	安全保障	
	28	国際政治経済	
	29	国連と地域機構	
30	地球的課題		
31	期末テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。 参考書は、村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年、ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年、石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂高文社、2000年。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>新聞に日々目を通すなど、社会のことに興味を持ち、自分なりの考えを持ちましょう。</p>
	<p>評価</p> <p>中間試験（30％）と期末テスト（50％）、平常点（20％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>日本外交史、アジアと日本、国際政治など。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際法 I	後期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	従来の国際法の講義では最後の方で教えていた、武力行使禁止原則や自衛権など、具体的かつ論争的な分野からの導入により、受講生の関心を高めることがねらいである。	私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。

到達目標	国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。
------	---

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	導入講義(国際法はどのような法か)	テキストでの予習、レジユメの復習
	3	国際法の基礎	テキストでの予習、レジユメの復習
	4	国際法の構造転換	テキストでの予習、レジユメの復習
	5	武力行使禁止原則	テキストでの予習、レジユメの復習
	6	個別的自衛権	テキストでの予習、レジユメの復習
	7	集団的自衛権	テキストでの予習、レジユメの復習
	8	集団安全保障	テキストでの予習、レジユメの復習
	9	平和維持活動(PKO)	テキストでの予習、レジユメの復習
	10	国家主権	テキストでの予習、レジユメの復習
	11	自決権	テキストでの予習、レジユメの復習
	12	国家の誕生	テキストでの予習、レジユメの復習
	13	政府の変更	テキストでの予習、レジユメの復習
	14	まとめ①(1章～5章)	レジユメの見直し
	15	国家管轄権	テキストでの予習、レジユメの復習
	16	管轄権の拡大	テキストでの予習、レジユメの復習
	17	外交特権免除	テキストでの予習、レジユメの復習
	18	主権免除	テキストでの予習、レジユメの復習
	19	国際機構の免除	テキストでの予習、レジユメの復習
	20	国際法主体(国家)	テキストでの予習、レジユメの復習
	21	国際法主体(国際機構)	テキストでの予習、レジユメの復習
	22	国際法主体(個人)	テキストでの予習、レジユメの復習
	23	条約の締結	テキストでの予習、レジユメの復習
	24	条約の留保	テキストでの予習、レジユメの復習
	25	条約の解釈・適用	テキストでの予習、レジユメの復習
	26	条約の承継	テキストでの予習、レジユメの復習
	27	条約の無効	テキストでの予習、レジユメの復習
	28	条約の終了	テキストでの予習、レジユメの復習
	29	国際法の法源	テキストでの予習、レジユメの復習
30	まとめ②(6、7、21～24章)	レジユメの見直し	
31	テスト	レジユメの見直し	

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。</p>
	<p>学びの手立て 授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるよう心がける。</p>
	<p>評価 学期末等を実施するテストによって評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 国際法Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際法Ⅱ	前期	木2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	到達目標	

学びの準備	
-------	--

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など
-------	----------------

学びの実践	学びの手立て
-------	--------

学びの実践	評価
-------	----

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際法Ⅲ	後期	水1	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 国際法Ⅰで学ぶ国際法の考え方、基本的な概念をベースにして、国際法の各分野(人権、人道、経済、環境等)について勉強する。	メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようにしてほしいと思います。
	到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	
	1	ガイダンス	
	2	外国人の人権、外交的保護	
		時間外学習の内容	
	3	難民	テキストの予習、レジュメの復習
	4	国際人権条約	テキストの予習、レジュメの復習
	5	人権条約の国際的実施	テキストの予習、レジュメの復習
	6	交戦者資格	テキストの予習、レジュメの復習
	7	敵対行為の手段・方法	テキストの予習、レジュメの復習
	8	武力紛争犠牲者の保護	テキストの予習、レジュメの復習
	9	国際犯罪	テキストの予習、レジュメの復習
	10	犯罪人引渡し	テキストの予習、レジュメの復習
	11	国際刑事裁判所	テキストの予習、レジュメの復習
	12	ガットとWTO	テキストの予習、レジュメの復習
	13	地域経済統合	テキストの予習、レジュメの復習
	14	環境問題と国家の義務	テキストの予習、レジュメの復習
	15	地球環境保護	テキストの予習、レジュメの復習
	16	テスト	テキスト、レジュメの見直し
	テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。		
	学びの手立て 授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるよう心がける。		
	評価 学期末等を実施するテストによって評価する。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 国際法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ
-------	-------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際法Ⅳ	前期	水1	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	到達目標	

学びの準備	到達目標

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)
	テキスト・参考文献・資料など
	学びの手立て
	評価

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など
	学びの手立て
	評価
	次のステージ・関連科目

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など
	学びの手立て
	評価
	次のステージ・関連科目

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など
	学びの手立て
	評価
	次のステージ・関連科目

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	個人情報保護法	後期	月3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	3年	講義の前後に研究室にて対応いたします。	

学びの準備	ねらい 本講義では、いわゆる個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び県内自治体の個人情報保護条例の意義、制度の概要、判例、事例等を学んでいく。また、マイナンバー法、番号法などと呼ばれている「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の意義と問題点についても考えていきたい。	メッセージ 個人情報保護の意義、制度の基本的な仕組み、権利救済の仕組み等について理解を深めよう。
	到達目標 いわゆる個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を学ぶことによって、個人情報の保護に関する認識を深めることを目的としたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	個人情報とプライバシー権について	
	3	個人情報保護に関する法体系	
	4	個人情報保護法・条例の目的	
	5	個人情報取り扱いの原則（1）	
	6	個人情報取り扱いの原則（2）	
	7	中間のまとめ	
	8	開示請求権（1）	
	9	開示請求権（2）	
	10	開示請求権（3）	
	11	訂正請求権等	
	12	罰則	
	13	救済制度（1）	
	14	救済制度（2）	
	15	番号法	
	16	まとめ	
	テキスト・参考文献・資料など テキスト：『ベーシック行政法』 テキスト以外にもレジメ、資料等で講義を進める。また六法も持参するように。 <参考文献> 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣） 宇賀克也『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣）		
	学びの手立て 六法を持参すること。		
	評価 (1) 評価については、2回の試験結果、レポートの内容等に基づき総合的に評価する。 (2) 追試、再試なし。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 行政法Ⅰ、Ⅱ、地方自治法、公務員法も学修しましょう。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	債権各論	前期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この講義では、民法の「第三編 債権」のうち「第二章」～「第五章」を扱います。人の私生活は、権利と義務で成り立っています。権利・義務を発生させる方法として、一番重要なのが「契約」です。契約はどのようにすれば結べるのか、結ばれた契約にはどのような効力があるのか、もし契約に違反してしまったらどうなるのか、といった、契約の基礎を学習しましょう。	民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。
到達目標	人の私生活で最も重要な契約と、それ以外の債権発生原因についての知識を身につける。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、契約とは何か	テキスト、六法を準備すること
	2	契約の分類	テキスト5～9ページ
	3	契約の効力	テキスト26～38ページ
	4	契約の解除	テキスト38～52ページ
	5	贈与	テキスト53～62ページ
	6	売買	テキスト62～102ページ
	7	交換	テキスト102ページ
	8	消費貸借	テキスト103～114ページ
	9	使用貸借	テキスト114～118ページ
	10	賃貸借	テキスト118～163ページ
	11	雇用	テキスト163～171ページ
	12	請負	テキスト171～181ページ
	13	委任・寄託	テキスト182～195ページ
	14	組合	テキスト195～206ページ
	15	終身定期金・和解	テキスト206～210ページ
	16	中間試験までのまとめ	中間試験までのまとめ
	17	中間試験	中間試験
	18	不法行為① 不法行為の意義	テキスト211～219ページ
	19	不法行為② 不法行為の成立要件	テキスト220～259ページ
	20	不法行為③ 損害の発生と因果関係	テキスト259～282ページ
	21	不法行為④ 監督義務者責任	テキスト302～306ページ
	22	不法行為⑤ 使用者責任	テキスト306～317ページ
	23	不法行為⑥ 共同不法行為	テキスト317～326ページ
	24	事務管理① 事務管理とは何か	テキスト383～386ページ
	25	事務管理② 事務管理の効果	テキスト386～390ページ
	26	不当利得① 不当利得とは何か	テキスト393～395ページ
	27	不当利得② 侵害利得	テキスト395～400ページ
	28	不当利得③ 給付利得	テキスト400～416ページ
29	期末試験までのまとめ	期末試験までのまとめ	
30	期末試験	期末試験	
31	期末試験の復習	期末試験の復習	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ 債権各論〔第3版補訂〕』（有斐閣、2009年6月）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p>
	<p>評価 中間試験（100点）と期末試験（100点）の合計によって評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、家族法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	債権総論	後期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年	メールを下さい。	

学びの準備	ねらい 民法第3編の399～520条の規定する内容を学ぶ。債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。お金に関する人間のふるまいを法がどのように規律しているかを学び取る。	メッセージ 債権法は学生のみなさんにも身近な法律です。
	到達目標 債権法の基本的な内容を理解する。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	私法における債権法の位置づけ	
	3	債権の法的性質－物権との対比－	
	4	債権の目的－特定物債権・種類債権－	
	5	債権の目的－利息制限法－	
	6	弁済－債権の消滅事由－	
	7	弁済－債権の準占有者－	
	8	弁済－第三者弁済	
	9	弁済－提供・供託－	
	10	弁済－弁済による代位－	
	11	相殺－総論－	
	12	相殺－担保的機能－	
	13	債権譲渡－総論－	
	14	債権譲渡－各論－	
	15	保証債務－人的担保－	
	16	連帯債務－人的担保－	
	17	不真正連帯債務－人的担保－	
	18	債権者代位権	
	19	債権者取消権	
	20	抵当権総論－物的担保－	
	21	抵当権各論－物的担保－	
	22	債務不履行責任総論	
	23	瑕疵担保責任	
	24	不完全履行	
	25	契約締結上の過失	
	26	金銭債務の不履行	
	27	損害論	
	28	損害賠償の範囲	
	29	損害賠償額の算定期	
30	損害賠償とその他の救済制度		
31	期末試験		

学	テキスト・参考文献・資料など 適宜資料を配付します。
び の 実 践	学びの手立て 条文が重要です。
学 び の 実 践	評価 試験（期末）を実施する。
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 債権各論。

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	裁判法 I	前期	水 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	2年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>刑事裁判に裁判員制度が導入されて以来、一般の人も裁判に関わる機会が増えています。この講義では、主に刑事裁判を対象とし、①刑事裁判や捜査に関する基本的な原則、②裁判に関わる法律家の役割、③裁判員制度の意義と問題点の3点を中心に講義を進めます。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目的とします。</p>	<p>裁判に関するニュースは日々流れていますが、これも私たちの暮らす社会の姿を現すものです。ぜひ積極的に学んでほしいと思います。なお、裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあつた場合、講義の予定を変更して取り上げることがあります。</p>
到達目標	<p>自分が将来裁判員に選ばれ他人（被告人）を『裁く』立場になったときに、どんなことに注意して裁判員の職務を行うべきか』について、受講生各自が考え、理解し、さらに周りの人に説明できるようになってほしいと思います。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	内容の復習
	2	刑事手続（捜査から刑事裁判・判決までの手続）の役割	該当箇所の予習・復習
	3	刑事裁判の仕組みと諸原則(1)	同上
	4	刑事裁判の仕組みと諸原則(2)	同上
	5	「捜査」に対する規制	同上
	6	裁判傍聴のすすめ	同上
	7	裁判所・裁判官(1) 基本的な仕組み（三審制など）	同上
	8	裁判所・裁判官(2) 裁判官の資格・任用、裁判官の職権行使の独立	同上
	9	検察官	同上
	10	弁護士（弁護人）	同上
	11	裁判員制度(1) 裁判員制度の意義（国民の司法参加）	同上
	12	裁判員制度(2) 陪審制・参審制との違い	同上
	13	裁判員制度(3) 問題点	同上
	14	裁判員制度(4) 制度の見直しについての議論など	同上
15	まとめ	同上	
16	期末試験		

学びの実践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】基本的には講義レジュメ等を配布しますが、『裁判員制度ナビゲーション（2017年10月改訂版）』（裁判所の「裁判員制度」ウェブサイト掲載）を適宜用いる予定にしています。 【参考文献】市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判（第7版）』（有斐閣アルマ） 神谷説子ほか『世界の裁判員 14か国イラスト法廷ガイド』（日本評論社） その他、講義時に適宜紹介します。</p>
-------	---

学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>①裁判や捜査（逮捕など）に関する報道に関心をもってください。また、刑事裁判を実際に傍聴することも勧めます。②毎回の講義の前に、テキスト等の指示された箇所を読んで来ること（読んでいることを前提に講義を進めます）。③ポケット六法等の学習用六法を毎回持参すること（事前にテキスト等を読む場合もまめに六法を引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。</p>
-------	---

学びの実践	<p>評価</p> <p>期末試験（80％）と平常点（20％）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（1回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。ただし、期末試験については、受講人数との関係で公正な方法（1列離しての着席等）での実施が難しい場合には、レポートに変更することがありますので、予め了承しておいてください。</p>
-------	--

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑事訴訟法、民事訴訟法など</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	裁判法Ⅱ	後期	水3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	2年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この講義では、主に民事裁判を対象とし、①民事裁判の役割と基本的な仕組み、②「司法」の意味と法的思考（法的三段論法）、③憲法での裁判（司法）制度の位置付けの3点を中心に講義を行います（可能であれば、司法の担い手に関する問題として司法制度改革についても触れたいと思います）。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目標とします。私たちの社会の	裁判に関するニュースは日々流れていますが、これも私たちの暮らす社会の姿を現すものです。ぜひ積極的に学んでほしいと思います。裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあつた場合、予定を変更して取り上げることがあります。
到達目標	私たちの社会の中で裁判（司法）がどのような役割を果たすことができるのか、またどのような限界があるのかについて、この講義を通じて理解し説明できるようになってほしいと思います。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	内容の復習
	2	民事裁判（第一審）の流れと諸原則①	該当箇所の予習・復習
	3	民事裁判（第一審）の流れと諸原則②	同上
	4	民事裁判（第一審）の流れと諸原則③	同上
	5	民事裁判（第一審）の流れと諸原則④	同上
	6	民事裁判の役割①（法律上の争訟）	同上
	7	民事裁判の役割②（法的三段論法）	同上
	8	民事裁判に関するまとめ	同上
	9	三審制①（控訴審・上告審の役割）	同上
	10	三審制②（各裁判所の構成）	同上
	11	憲法と裁判①（司法権の独立①）	同上
	12	憲法と裁判②（司法権の独立②）	同上
	13	憲法と裁判③（違憲審査権）	同上
	14	憲法と裁判④（司法権と立法権・行政権との関係）	同上
15	まとめ・補足	同上	
16	期末試験		

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など
	<p>【テキスト】講義レジュメ等を配付します。別にテキストを使用する場合は、遅くとも初回の講義時には告知します。</p> <p>【参考文献】市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判（第7版）』（有斐閣アルマ）山本和彦『よくわかる民事裁判－平凡吉訴訟日記（第2版補訂）』有斐閣選書 その他、講義の際に適宜紹介します。</p>

学びの実践	学びの手立て
	<p>①裁判法Iも受講済だとより良いですが、IIからの受講でも構いません。②裁判に関する報道に関心をもってください。③毎回の講義の前に、講義資料等の指示された箇所を読んでくること。講義は、講義資料等を読んでいることを前提に進めます。④ポケット六法等の学習用六法を必ず毎回持参すること（また、自分で勉強する時にも引くこと）。⑤講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑥その他、初回の講義で説明します。</p>

学びの実践	評価
	<p>期末試験（80％）と平常点（20％）の合計で評価する予定です。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（1回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。ただし、期末試験については、受講人数との関係で公正な方法（1列話しての着席等）での実施が難しい場合には、レポートに変更することがありますので、予め了承しておいてください。</p>

学びの継続	次のステージ・関連科目
	民事訴訟法、刑事訴訟法など

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	社会保障法	通年	火3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>国民の生活保障を目的として、国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称を社会保障法という。この講義では、年金、介護、生活保護など社会保障法として制定されたそれぞれの法律の基本的枠組について学ぶことを目的とする。</p>	<p>講義に当たっては各單元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、社会保障制度は、いま現在もさまざまな制度の改正・改革が進行中であるため、新聞記事などを参照して社会保障に関する意識を高めて欲しい。</p>

到達目標	<p>社会保障に関する現行の法制度に関して、基本的な知識を修得し、持続可能な社会保障制度を構築していくために、どのような政策を採ることが望ましいのかにつき、自分自身の理解を深めることを目標とする。</p>
------	--

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	レジュメを参照して予習・復習
	3	社会保障概説②（社会保障の歴史）	レジュメを参照して予習・復習
	4	社会保障概説③（社会保障の国際的展開）	レジュメを参照して予習・復習
	5	憲法と社会保障①（憲法25条）	レジュメを参照して予習・復習
	6	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	レジュメを参照して予習・復習
	7	憲法と社会保障③（手続的保障）	レジュメを参照して予習・復習
	8	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	レジュメを参照して予習・復習
	9	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	レジュメを参照して予習・復習
	10	公的扶助①（生活保護の目的）	レジュメを参照して予習・復習
	11	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	レジュメを参照して予習・復習
	12	公的扶助③（生活保護実施のプロセス）	レジュメを参照して予習・復習
	13	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	レジュメを参照して予習・復習
	14	社会福祉②（児童福祉）	レジュメを参照して予習・復習
	15	社会福祉③（障害者福祉）	レジュメを参照して予習・復習
	16	医療保険①（医療保障制度）	レジュメを参照して予習・復習
	17	医療保険②（健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習
	18	医療保険③（国民健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習
	19	医療保険④（高齢者医療）	レジュメを参照して予習・復習
	20	介護保険①（介護保険の制定と目的）	レジュメを参照して予習・復習
	21	介護保険②（介護の認定）	レジュメを参照して予習・復習
	22	介護保険③（介護保険の財政システム）	レジュメを参照して予習・復習
	23	年金保険①（公的年金の構造）	レジュメを参照して予習・復習
	24	年金保険②（国民年金法）	レジュメを参照して予習・復習
	25	年金保険③（厚生年金保険法）	レジュメを参照して予習・復習
	26	年金保険④（年金制度の課題）	レジュメを参照して予習・復習
	27	労働保険①（労災保険）	レジュメを参照して予習・復習
	28	労働保険②（労働災害の判断基準）	レジュメを参照して予習・復習
	29	労働保険③（雇用保険）	レジュメを参照して予習・復習
30	社会保障の将来的展望と課題	レジュメを参照して予習・復習	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： <ul style="list-style-type: none"> ・西村健一郎・水島郁子・稲森公嘉『よくわかる社会保険法』（有斐閣・2015年） ・西村健一郎『社会保険法入門（第3版）』（有斐閣・2017年） ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保険法（第6版）』（有斐閣・2015年） </p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>人が現代の社会の中で生活していく上で、ケガや病気などのリスクに対応する社会保障は、必要不可欠な制度となっているといえる。そして、社会保障制度が改革されるということは、将来の自分自身に直接関わってくる問題でもある。講義では、現行制度についてのみ扱うため、将来の制度がどのようにあるべきか、自分自身で考えて欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、前期レポート40%、後期レポート50%、平常点10%で総合的に評価する。。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅰ、労働法Ⅱ</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	消費者保護法	後期	月 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	3年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>人の私生活は自由と平等が原則ですが、それだけでは社会はうまくいきません。買い物をする時、店員に言いくるめられて不要な物を買わされてしまったら、自由で平等なのだから買う方が悪い、ですませてしまっているのでしょうか。当事者間の力関係が対等ではない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の役割を学習しましょう。</p>	<p>消費者保護法は、民法の基礎が分かっていないと理解できないので、「民法総則」、「債権総論」、「債権各論」を先に勉強しておく方が良いでしょう。</p>
到達目標	<p>これまで社会の中で起こった消費者問題について学習し、その解決のための基本的考え方を身につける。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、消費者保護法とは何か	テキスト、六法を準備すること
	2	様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進	テキスト1～12ページ
	3	民法の限界と消費者保護法の必要性	テキスト13～23ページ
	4	消費者契約法① 消費者契約法の全体像	テキスト24～28ページ
	5	消費者契約法② 消費者取消権	テキスト29～35ページ
	6	消費者契約法③ 不当条項の無効、消費者団体訴訟制度	テキスト35～42ページ
	7	特定商取引法① 特定商取引法の全体像	テキスト43～46ページ
8	特定商取引法② 訪問販売、電話勧誘販売	テキスト46～64ページ	
9	特定商取引法③ 特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入	テキスト64～80ページ	
10	特定商取引法④ 通信販売、ネガティブ・オプション、連鎖販売取引	テキスト80～91ページ	
11	景品表示法	テキスト157～164ページ	
12	消費者信用取引① 信用取引とは何か	テキスト92～95ページ	
13	消費者信用取引② 割賦販売法の全体像	テキスト95～105ページ	
14	消費者信用取引③ 割賦販売法の規制内容	テキスト105～118ページ	
15	金融商品取引法、金融商品販売法	テキスト133～149ページ	
16	期末試験	期末試験	
実践	<p>テキスト・参考文献・資料など 杉浦市郎『新・消費者法 これだけは〔第2版〕』（法律文化社、2015年10月）</p>		
	<p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p>		
	<p>評価 期末試験（100点）によって評価します。</p>		

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目 民法総則、債権総論、債権各論</p>
-------	---------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	商法総則・商行為法	前期	月4・木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-脇阪 明紀	2年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	民法の特別法としての商法は、今日の商取引や経済界での企業取引の基礎であることを理解させる。難解とされる商法の分野には、会社法、手形・小切手法、保険・海商法が他に存在するが、これらを学習するためには、必ず必要とされるものが本講の商法総則・商行為法の知識であることを理解させる。	今日の経済社会においては、どこでも誰でも関係し、経験することばかりですので、初学者にも理解できるよう授業を進めます。将来、司法書司や税理士を目指す方には、必ずこの講義の知識が必要となることが予測されますので、法学部の学生のみならず他学部の学生にも興味をもっていただきたいと思います。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 今日の経済社会および市民生活が、原則法としての民法ではなく、その特別法としての商法によって営まれていることを理解する。 商取引に関する法規や規制、あるいは判例の動きを知ることにより、経済の動きを知り、その将来を予測する能力を身につける。 	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：テキストの紹介、評価の方法、その他質問があれば受け付けます。	
	2	商法の概念：形式的意義の商法、実習的意義の商法	テキスト4頁以下を読んでおく
	3	商法の概念：原則法としての民法と特別法としての商法	テキスト6頁以下を読んでおく
	4	商人概念：固有の商人とは	テキスト18頁以下を読んでおく
	5	商人概念：擬制商人および民事会社とは	テキスト20頁以下を読んでおく
	6	商法の対象：絶対的商行為	テキスト27頁以下を読んでおく
	7	商法の対象：営業的商行為	テキスト32頁以下を読んでおく
	8	商法の対象：付属的商行為、双方向的商行為、一方的商行為	テキスト36頁以下を読んでおく
	9	商人資格の得喪	テキスト23頁以下を読んでおく
	10	営業能力（商人能力）	テキスト105頁以下を読んでおく
	11	営業活動の補助者：商業使用人の意義	テキスト79頁以下を読んでおく
	12	営業活動の補助者：支配人の意義、およびその選任・終任	テキスト80頁以下を読んでおく
	13	営業活動の補助者：支配人の代理権、およびその義務	テキスト83頁以下を読んでおく
	14	営業活動の補助者：表見支配人、およびその他の使用人	テキスト86頁以下を読んでおく
	15	営業活動の補助者：代理店の意義、および権利義務	テキスト96頁以下を読んでおく
	16	営業活動の補助者：代理店関係の終了	テキスト101頁以下を読んでおく
	17	営業所の意義、および本店・支店	テキスト107頁以下を読んでおく
	18	商号：その意義と選定	テキスト53頁以下を読んでおく
	19	商号：商号の譲渡	テキスト66頁以下を読んでおく
	20	商号：名板貸	テキスト59頁以下を読んでおく
	21	商業登記：その意義、および登記事項	テキスト38頁以下を読んでおく
	22	商業登記：一般的効力	テキスト43頁以下を読んでおく
	23	商業登記：特殊的効力	テキスト51頁以下を読んでおく
	24	商業帳簿：その意義	テキスト73頁以下を読んでおく
	25	商業帳簿：作成・保存・提出の意義	テキスト75頁以下を読んでおく
	26	商業帳簿：会計帳簿、貸借対照表	テキスト73頁以下を読んでおく
	27	営業：その意義	テキスト104頁以下を読んでおく
	28	営業：営業譲渡の意義	テキスト109頁以下を読んでおく
	29	営業：営業譲渡の効果	テキスト110頁以下を読んでおく
30	商行為の特則	テキスト123頁以下を読んでおく	
31	試験（前もって3問を指示し、そのうち一問を出題する。）		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト：「商法総則・商行為法」（第6版）近藤光男（著）有斐閣 ・参考文献：別冊ジュリスト194「商法総則・商行為法判例百選」（第5版）有斐閣 ・資料：適宜、新聞記事等のコピーを配布する。
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠確認は、常時、あるいは時々行うので注意されたい。なお、出欠は、試験の評価の参考にするので、注意されたい。 ・商法の分野は、難解な専門用語や、理解が困難な事柄が多いので、いくらでも質問をされたい。 ・商法は、他の法律と比較して、改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。
	<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の成績のみで評価するが、出欠については評価の参考にする。テスト…70点 出欠点・平常点…30点 ・追再試は、一切行わない。したがって、講義には、できるだけ常時出席するように心掛けていただきたい。
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>商法総則・商行為法は、他の商法分野の科目の基礎となっているので商法総則・商行為法の知識なしには会社法、手形・小切手法、保険法等は十分に理解することができなくなるおそれがあるので履修することをお勧めする。また、税法や商業登記法といった科目とも密接に関連しているので税理士や司法書司を目指す方にも履修をお勧めする。関連科目：「会社法」「手形・小切手法」「保険・海商法」「民法総則」「債権法」「商業登記法」</p>

※ポリシーとの関連性

情報公開法の学びを通して、法的思考能力を身につけ、現実社会における諸問題の適切な解決策を導き出せるようにする。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	情報公開法	前期	月3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	3年	講義の前後に研究室で対応します。	

学びの準備	ねらい 本講義では、「行政機関が保有する情報の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法及び県内自治体の情報公開条例の意義、制度の概要、判例、事例等を学ぶ。また、近年議論となっている特定秘密保護法と「国民の知る権利」についても考えていく。	メッセージ 情報公開の意義、制度の基本的な仕組み、権利救済の仕組み等について理解を深めよう。
	到達目標 情報公開法及び県内自治体の情報公開条例制定の意義、制度の概要、判例、事例等を学ぶことによって、「知る権利」に関する認識を深めることを目標としたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	
	回	テーマ
	1	ガイダンス
	2	情報公開と知る権利について（1）
	3	情報公開と知る権利について（2）
	4	実施機関
	5	対象情報
	6	請求権者
	7	中間のまとめ
	8	不開示情報（1）
	9	不開示情報（2）
	10	不開示情報（3）
	11	開示決定等（1）
	12	開示決定等（2）
	13	救済制度（1）
	14	救済制度（2）
	15	特定秘密保護法と国民の知る権利
	16	まとめ
	テキスト・参考文献・資料など テキスト：『ベーシック行政法』 ※テキスト以外にもレジメ、資料等で講義を進めたい。また、六法も持参するように。 <参考文献> 松井茂紀『情報公開法』（学陽書房） 宇賀克也『情報公開法・情報公開条例』（有斐閣） 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』（有斐閣）	
	学びの手立て 六法を持参すること。	
	評価 (1) 評価については、2回の試験結果、レポートの内容等に基づき総合的に評価する。 (2) 再試、追試は行わない。	

学びの継続	次のステージ・関連科目 行政法Ⅰ、Ⅱ、地方自治法、公務員法も学修しよう。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	政治学原論	通年	水3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>国家、主権、自由、民主主義、共同体、民族等、政治に関する概念を正しく理解することは成熟した民主主義国家の建設を目指す我々国民にとって必須のものといえよう。本講義では、政治学の概論を前期に学んだ上で、こうした政治学上のキー概念を、それらを通る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後日本でややもすれば軽んじられた国民国家の存在意義を改めて確認したい。</p>	<p>「政治」について議論すること、「政治学」について議論することとは異なる。あくまで、「学問」としての「政治学」の研究成果を学ぶのだ、という意識で授業に臨んでもらいたい。</p>
到達目標	政治学上の基礎概念を深く理解できる。民主主義の原理や、国民国家の存在意義を理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	開講オリエンテーション	
	2	政治学入門（1）：社会科学と政治	
	3	政治学入門（2）：政治と政治学	
	4	政治学入門（3）：科学的政治学の成果	
	5	政治学入門（4）：政治過程	
	6	政治学入門（5）：政治体制	
	7	政治学入門（6）：政治思想	
	8	政治（1）：政治とは	
	9	政治（2）：権力とは（1）	
	10	政治（3）：権力とは（2）	
	11	民主主義（1）：価値原理	
	12	民主主義（2）：機構原理	
	13	民主主義（3）：方法原理	
	14	民主主義（4）：現代の民主主義とその危機	
	15	国家（1）：国民とは	
	16	国家（2）：民族と国民	
	17	国家（3）：近代国民国家	
	18	主権（1）：宗教改革	
	19	主権（2）：三〇年戦争	
	20	主権（3）：ジャン・ボダン	
	21	自由（1）：消極的自由と積極的自由	
	22	自由（2）：ベンサム	
	23	自由（3）：J・S・ミル	
	24	権利（1）：自然権	
	25	権利（2）：人権	
	26	リベラリズム（1）：「リベラリズム」と「リベラル」	
	27	リベラリズム（2）：現代リベラリズム	
	28	共同体（1）：サンデル	
	29	共同体（2）：国家を越える動き	
30	講義のまとめ		
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 使用しない、プリントを配布する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に付けてほしい。</p>
	<p>評価 定期試験の結果とリアクション・ペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「政治学Ⅰ・Ⅱ」の履修が望ましい。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	西洋政治史	後期	火2・金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、近代から現代に至る西欧の政治発展について、国家の観点から、また英仏独など主要国に焦点を絞りながら解説する。具体的には、まず各国の近代国民国家の形成過程を、デモクラシー化や社会的公正の確立などを視野に入れつつ跡付ける。次に、第一次世界大戦の勃発やロシア革命の成立について検討する。最後に、世界を地獄へと導いたナチス・ドイツの政権獲得について深く学ぶ。</p>	<p>「政治」を単に表層的・表面的に理解するのではなく、歴史を学ぶことによって「政治」に潜在している原理や思想をぜひ学習して欲しい。</p>
到達目標	自由主義の歴史、および民主主義の歴史を理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	西洋政治史を学ぶに当たって	
	2	政治的近代化と民主政治の成立：イギリス	
	3	フランスの政治的離陸とイギリス	
	4	ボナパルティズム	
	5	イギリスの競争的民主主義	
	6	フランスの社会的共和制	
	7	民主化の停滞と抵抗・変革：ドイツ帝国	
	8	イタリアの自由主義体制	
	9	民衆運動	
	10	労働運動	
	11	第一次世界大戦とロシア革命：大戦の勃発	
	12	大戦の歴史的意味	
	13	ロシア革命・1	
	14	ロシア革命・2	
	15	戦後政治の不安	
	16	ワイマール共和国の成立・1	
	17	ワイマール共和国の成立・2	
	18	ファシズムの成立	
	19	デモクラシーの安定	
	20	世界恐慌の衝撃・1	
	21	世界恐慌の衝撃・2	
	22	ワイマール共和国の崩壊・1	
	23	ワイマール共和国の崩壊・2	
	24	各国の対応・イギリス	
	25	各国の対応・フランス	
	26	各国の対応・ロシア	
	27	ナチズム	
	28	イタリア・ファシズムの展開	
	29	破局	
30	講義のまとめ		
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 使用しない。適宜プリントを配布する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔する権利は受講者の誰にもないはずである。</p>
	<p>評価 定期試験の結果とレポート、及びリアクションペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「政治学Ⅰ・Ⅱ」「政治学原論」の履修が望ましい。</p>

※ポリシーとの関連性

1つの分野を掘り下げて研究することを通じた専門的知識の取得の機会になります。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	3年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金が課されるかについて、「課される」「課されない」両方の考え方が主張されることもよくあります。「なぜ」正反対の考え方に分かれるのかを考えると、法律学の面白さがあります。その面白さを感じてほしいと思います。</p>	<p>「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にしてほしいと思います。</p>
到達目標	テーマとなる問題について関係する制度を調べ、考え、聞き手に対して伝えることができるようになることを目標とします。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎がした後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます。もっとも、初めのうちは、判決の読み方を学んだり、ディベートを意識してのグループ報告なども行う予定です。その他、ゼミ生の意見も聴きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法を試みたいと思います。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三木義一編著『よくわかる税法入門』（有斐閣選書）※最新版を使用する予定です。具体的には開始時に指示します。</p> <p>別冊ジュリスト『租税判例百選〔第6版〕』有斐閣</p> <p>その他、適宜指示・紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>①並行して「租税法」の講義を受講すること。②班別の打合せまでに、ディベートの題材に関する資料を自分でしっかり読むこと。また、自分でも調べる姿勢をもってください。③ディベートは「準備8割、本番2割」です。班でしっかり議論して準備すること。④最初から上手く話せる人はそういません。失敗を恐れず、試合でも発言しよう。⑤ディベートは、調査・分析する力や聞き手に伝える力を養うことに役立ちます。やればやるだけ力が付きます。意欲的に参加してください。他人まかせはNGです。</p>
	<p>評価</p> <p>「学びの手立て」②～⑤を踏まえて、ディベート等にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅱ・租税法</p>
-------	-------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	3年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるため、①研究報告とその質疑応答、②グループディスカッションなどを中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例に加えて、沖縄の現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」「国際取引法」「沖縄経済特区」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。また、①充実した楽しいゼミにする、②就職100%を目指す、③ゼミ生同士や卒業生などとの人脈作りや思い出作りも大切にすることなどがモットーです。</p>
到達目標	研究報告などにより、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。なお、ゼミ合宿では、沖縄経済特区（那覇空港内の施設・名護市の経済特区）の企業見学なども行う。また、3・4年生の交流を深めるための各種イベント（沖国祭・体育祭・新3年生歓迎会など）も行う。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】特に指定しない。</p> <p>【参考文献】岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第3版〕』（有斐閣、2016）など。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨などを理解する。講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言などを総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究 I（法学検定試験の対策講座）、法政特論 II（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	水 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	清水 太郎	3年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> ・商法の理解を深める。 ・卒業後も役に立つ能力を身につける。 	商法は、様々な法律科目の中でも、最も社会との距離が近い科目の一つである。その商法のうち、各受講生の興味がある分野の理解を深めることを目標とする。さらに、講義や演習で学習した商法が、教科書を離れて、実際に社会でどのように運用されているかについても理解できるようにしたい。
	到達目標	
	具体的な問題について(1)先例や文献を調べ、(2)自分の考えをまとめて(3)報告し、(4)違う意見の相手にも説得力を有する主張を展開して生産的な意見交換をするという能力を身に着けることが目標である。 課外活動については、要相談。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	受講生と相談して決定する。	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
30			
31			

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 商法のテキストや判例百選を熟読してほしいのはもちろんだが、商法の世界は私たちの身の回りの世界に深く関係している。新聞にも目を通すようにして、授業や演習で学習したことが、どのように現実に機能しているのかを勉強してほしい。</p>
	<p>評価 出席50%、授業参加50% 報告者は、自身の問題点をわかりやすく整理できているか、論理の運び方等を重視する。その他の受講生は、建設的な議論ができているかを重視する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形法」、「保険・海商法」</p>

※ポリシーとの関連性 いままで学んできたことを基礎に、特に興味や関心があることについて、さらに掘り下げて学びます。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	木 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	3年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。	旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。
到達目標	日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。	

学びの実践	学びのヒント
	授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。
	テキスト・参考文献・資料など 未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。 (1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石真編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。
	学びの手立て 法学の入門誌、専門誌（法学セミナー、法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、知識や教養を身につけるために、法学以外の政治、経済、歴史等に関する本をたくさん読むこと。
評価	成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。
-------	--------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	3年		

学びの準備	ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心によって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。	メッセージ
	到達目標	

学びの準備	到達目標

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。

学びの実践	学びの手立て

学びの実践	評価 報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性 行政法の演習を通して、法的思考能力を身につけ、現実社会における諸問題の適切な解決策を導き出せるようにする。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	3年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備	ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。	メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。
	到達目標 行政法 I、II の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） (ア) 行政法の基本原理の理解 (イ) テーマの設定 (ウ) 個別報告
	テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。
	学びの手立て テキスト、六法を持参すること。
	評価 成績評価は、報告の内容、討論、レポート等を総合的に判断して行なう。

学びの継続	次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。
-------	--

※ポリシーとの関連性 法律では解決しがたい問題のあることを知る。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	3年	教室にて受け付けます。	

学びの準備	ねらい 民法（財産法）における重要な問題を最高裁判決を題材として検討します。	メッセージ 最高裁判決を題材に、私たちの日常生活がどのようなルールに従っているのかを知りましょう。
	到達目標 専門的な内容についての報告、質疑応答ができるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 受講者のみなさんに、民法（財産法）に関する最高裁判決を題材に、判決の意義を、学説・判例に照らして、報告してもらい、全員で検討します。
	テキスト・参考文献・資料など 民法判例百選 I・II（第6版） 不動産取引判例百選（第3版） 適宜、必要な資料を指示します。

学びの実践	学びの手立て 資料をよく読みましょう。
	評価 報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 専門演習 II
-------	------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	水 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。	メッセージ 講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したいと考えている。専門演習である以上、受講者には積極的な態度で受講することを望みたい。
	到達目標 労働法の各分野に関する判例について研究を行い、レジュメの作成、発表、受講生間で討論することを通じて、講義で得た労働法の知識をさらに深化させることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 以下のような労働法に関連する領域について、受講生の関心領域に応じて、裁判例の報告・討論や特定のテーマに関するディベート等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間規制と時間外労働 ・過労死・過労自殺 ・賃金 ・ワークライフバランスと有給休暇 ・外国人労働者 ・懲戒処分・解雇 ・非典型雇用（パート、アルバイト、有期雇用、派遣）と法
	テキスト・参考文献・資料など テキスト： 使用しない。 参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。
	学びの手立て 労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。
	評価 シラバス記載の到達目標の達成度に対して演習での報告（60%）、受講態度（40%）を総合して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性

社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるこ
とが、学科のめざす学生像と重なる。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標である。そのために、報告者には国際法に関連するテーマで報告をしてもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、他の参加者には報告に対する議論を求める。	時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！

到達目標	社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるができるようになること。
------	--

学びの実践	学びのヒント
	授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。
	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。
学びの手立て	新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！
評価	報告内容、出席状況などを総合して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 専門演習Ⅱ、国際法Ⅰ～Ⅳ
-------	-----------------------------

※ポリシーとの関連性 判例研究やディベートを通して論理的に思考する「法的思考力（リーガルマインド）」を修得します。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	3年	ゼミの際に限らず、随時受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法に関する判例を題材に研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、リーガルマインドを養います。 ゼミでの議論や県外ゼミとのディベートを通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。 	<p>判例や法律用語は難しい！誰もがそんな風に思っていることでしょう。実際、その通りです。でも、昨日まで読むことも、理解することもできなかった判例や法律用語が、今日は読める、そして内容を理解できるようになれば、こんなに楽しいことはありません。ゼミの活動を通して、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を、ゼミの仲間達と共有していきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な判例の読み方、判例研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 研究対象となった判例の法的課題や争点を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する学説や関連判例を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する報告内容をまとめ、それを自分の言葉で説明し、法的課題の解決方法について他者と議論できるようになることを目指します。 	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談しながら決定していきます。最近概ね以下の通り進行しています。</p> <p>【前期】4月～6月：複数のチームを作り、4年生が3年生に資料の検索方法等を教えながら、判例研究を行う。報告担当日には、準備した内容を報告し、他のゼミ生からの質疑等に答える。</p> <p>7月以降：県外の15大学が参加する合同ゼミへのエントリーテーマを決定し、本番に向けて準備を開始する。</p> <p>【後期】10月：合同ゼミの態度決定書、当日の報告担当部分のパワーポイントや配付レジュメを作成し、本番に臨む。</p> <p>11月以降：前期や合同ゼミとは異なるメンバーで判例研究を行う。ゼミの1年間の活動報告をまとめたゼミ集を作成・印刷する。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>『民事訴訟法判例百選(第5版)』別冊ジュリストNo226(有斐閣)</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 履修が決まった場合は、3年生前期開講の「民事訴訟法」を受講してください。
	<p>評価</p> <p>演習への参加姿勢（30%）、担当報告準備の取り組み姿勢（30%）、当日の報告内容（20%）、質疑・討論の際の発言内容（20%）等を総合的に評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>次は「専門演習Ⅱ」を履修してください。</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 昨年度は法廷教室で被害者参加制度を取り入れた裁判員裁判をさせて、刑事手続のあり方を体験させた。今年度は、判例百選などから刑事事件を取り上げて、それを裁判所や法律学者はどのように解決しているかをみてゆくことで、刑事法学的思考様式を学んでいきたいと思う。	メッセージ 刑事法を専攻した成果を残すため、基礎的なテーマに取り組むとともに、説得的な問題解決能力を涵養します
	到達目標 刑事法に関わるも問題点と課題を明確化する	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	ゼミの仲間のプロフィールを知る
	2	グループ分けと担当判例の分担	指定判例集を読み込んでくる。
	3	レジュメ作り	担当判例の原文を読み込む
	4	報告と全体討議	レポートの課題を持ち寄る
	5	以下3, 4の繰り返し	以下3, 4の繰り返し
	6	〃	
	7	〃	
	8	〃	
	9	〃	
	10	〃	
	11	〃	
	12	〃	
	13	〃	
	14	〃	
	15	〃	
	16	〃	
	17	〃	
	18	〃	
	19	〃	
	20	〃	
	21	〃	
	22	〃	
	23	〃	
	24	〃	
	25	〃	
	26	〃	
	27	刑事裁判の傍聴	被告人の様子と法廷の様子をメモ
	28	刑務所の参観	受刑者の様子と施設の様子をメモ
	29	少年院の参観	少年の様子と少年院の造作をメモ
30	少年鑑別所の参観	心理技官の様子と施設の造作メモ	
31	ゼミ合宿（1年間のゼミで学んだことの振り返り）	勉強と遊びにメリハリをつける	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 六法（最新のもの）、演習Ⅰの受講生は刑法判例百選Ⅰ総論（有斐閣）、演習Ⅱの受講生は刑法判例百選Ⅱ各論、刑事訴訟法判例百選（有斐閣）。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 判例研究を主とするが、判例を説明するだけでなく、批判的に考察する訓練を行う</p>
	<p>評価 ①出欠状況、②報告の内容と授業中の発言。①を基本とし②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位が与えられない。楽しいゼミにしたいので、私や同級生とだけ話しするのではなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人が来て欲しい。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 判例の中から課題を見つけ、それを明確化し、展開する能力を身につけることで、卒業後の仕事における問題解決とその報告が的確になるような能力を高める</p>

※ポリシーとの関連性

法的思考能力（リーガルマインド）を身につけるため、これまで習得してきた法律知識を生かして、様々な問題に取り組む。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	3年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい このゼミは、民法についての理解を深めることを目的とします。判例研究や、公務員試験、司法試験などの試験問題を用いた応用学習、グループでの共同研究などを行います。	メッセージ 専門演習は、2年間ゼミの仲間と切磋琢磨して知識と経験を身につけていくものなので、勉強のしかたやレポートのまとめ方など、様々なノウハウを先輩から大いに教わって下さい。そして、4年生になって自分が先輩になったら、今度はそれを後輩に教えてあげて下さい。
	到達目標 現実の社会における様々な問題に対して、柔軟かつ適切な解決策を導き出すことのできる法的思考能力（リーガルマインド）を身につける。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ゼミで扱うテーマは、その都度みんなで話し合って決定します。民法について知りたいこと、扱ってみたいテーマ、やってみたい問題など、積極的に提案してほしいと思います。
	テキスト・参考文献・資料など 必要に応じて、適宜紹介します。
	学びの手立て 必ず予習をしてから授業に参加し、授業終了後には復習をすること。
	評価 授業への取り組みの積極性、発表の内容、提出課題などを総合的に考慮して評価します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 専門演習 II
-------	------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	水2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	清水 太郎	4年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> ・商法の理解を深める。 ・卒業後も役に立つ能力を身につける。 	商法は、様々な法律科目の中でも、最も社会との距離が近い科目の一つである。その商法のうち、各受講生の興味がある分野の理解を深めることを目標とする。さらに、講義や演習で学習した商法が、教科書を離れて、実際に社会でどのように運用されているかについても理解できるようにしたい。
	到達目標	
	具体的な問題について(1)先例や文献を調べ、(2)自分の考えをまとめて(3)報告し、(4)違う意見の相手にも説得力を有する主張を展開して生産的な意見交換をするという能力を身につけることが目標である。 課外活動については、要相談。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	受講生と相談して決定する。	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
30			
31			

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 商法のテキストや判例百選を熟読してほしいのはもちろんだが、商法の世界は私たちの身の回りの世界に深く関係している。新聞にも目を通すようにして、授業や演習で学習したことが、どのように現実に機能しているのかを勉強してほしい。</p>
	<p>評価 出席50%、授業参加50% 報告者は、自身の問題点をわかりやすく整理できているか、論理の運び方等を重視する。その他の受講生は、建設的な議論ができているかを重視する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形法」、「保険・海商法」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	4年	演習の終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい ドイツ「歴史法学」を中心に、学習・研究していく。ゼミの進め方については、初回にゼミ生と相談してきめたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の登録を歓迎する。
	到達目標 この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀のドイツ歴史法学派の法学観が、日本の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか。ゼミ生と一緒に考えていきたい。	

学びの準備	到達目標 この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀のドイツ歴史法学派の法学観が、日本の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか。ゼミ生と一緒に考えていきたい。

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） おそらく少人数のゼミになるので、理解の度合いを確認しながら、授業をすすめることにしたい。

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 初回にゼミ生と相談してきめる。 ゼミをすすめるなかで、適宜指示する。

学びの実践	学びの手立て ゼミ生には意欲的な学習態度が求められる。

学びの実践	評価 平常点やゼミとの関わり方、その意欲などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法思想史や法史学の履修を勧める。
-------	---

※ポリシーとの関連性 いままで学んできたことを基礎に、特に興味や関心があることについて、さらに掘り下げて学びます。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	4年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。	メッセージ 旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。
	到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。
	テキスト・参考文献・資料など 未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。 (1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。
	学びの手立て 法学の入門誌、専門誌（法学セミナー、法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、知識や教養を身につけるために、法学以外の政治、経済、歴史等に関する本をたくさん読むこと。
	評価 成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。
-------	--------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	4年		

学びの準備	ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心によって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。
	学びの手立て
	評価 報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	4年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 専門演習Ⅰと同じ	メッセージ 刑事法を専攻した成果を残すため、発展的なテーマに取り組むとともに、説得的な問題解決能力を涵養します。
	到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する	

学びの準備	到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 専門演習Ⅰと共通

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 刑法判例百選各論Ⅱ、刑事訴訟法判例百選

学びの実践	学びの手立て 判例研究を主とするが、判例を説明するだけでなく、批判的に考察する訓練を行う

学びの実践	評価 発表の内容と質問の頻度とその内容によって評価を与える

学びの継続	次のステージ・関連科目 刑法各論、刑事訴訟法、現代社会と犯罪Ⅱ（少年法）
-------	---

※ポリシーとの関連性

行政法の演習を通して、法的思考能力を身につけ、現実社会における諸問題の適切な解決策を導き出せるようにする。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	4年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備	ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。	メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。
	到達目標 行政法Ⅰ、Ⅱの知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） (ア) 行政法の基本原理の理解 (イ) テーマの設定 (ウ) 個別報告
	テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。
	学びの手立て テキスト、六法を持参すること。
	評価 成績評価は、報告の内容、討論、レポート等を総合的に判断して行なう

学びの継続	次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	4年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。</p>	<p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあり成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。</p>
到達目標	<p>この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるような能力を養成することを目的としています。</p>	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活発な議論がおこなわれるよう期待しています。なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定しない。 「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>この演習では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。つまり、これまで習得してきた基本的な知識や思考方法に対して、さらに実践的な設例を用いて、法的に重要な事実をその中から抽出して問題点を分析、解決する能力を養うことにあります。そのためにも恒に自ずから関心のあるテーマについての意識を高める努力が必要とされます。</p>
	<p>評価</p> <p>出席および前・後期における研究報告等を勘案して総合的に評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>家族法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特殊研究Ⅰ・Ⅱ（以上大学院）</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性 日常生活の中の紛争を妥当な解決に導くリーガルマインドを身につける。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	4年	教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい 日常生活の中で起こる法律紛争を、できる限り説得力ある形で解決できる思考能力を身につける。	メッセージ 法律では解決しがたい問題に私たちの日常生活が囲まれていることを知ろう。
	到達目標 専門的な内容についての報告、質疑応答ができるようになること。	

学びの準備	到達目標 専門的な内容についての報告、質疑応答ができるようになること。
-------	--

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>民法（財産法）における重要な法律問題について、最高裁判決を題材に、受講者による報告・質疑応答を行う。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>適宜、必要な資料を指示します。</p>

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 適宜、必要な資料を指示します。
-------	-----------------------------------

学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>資料を丁寧に読み込む。</p>
-------	----------------------------------

学びの実践	<p>評価</p> <p>報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。</p>
-------	--

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅰ</p>
-------	---------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	水2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	4年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。	メッセージ 講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したいと考えている。専門演習である以上、受講者には積極的な態度で受講することを望みたい。
	到達目標 労働法の各分野に関する判例について研究を行い、レジュメの作成、発表、受講生間で討論することを通じて、講義で得た労働法の知識をさらに深化させることを目標とする。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>以下のような労働法に関連する領域について、受講生の関心領域に応じて、裁判例の報告・討論や特定のテーマに関するディベート等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間規制と時間外労働 ・過労死・過労自殺 ・賃金 ・ワークライフバランスと有給休暇 ・外国人労働者 ・懲戒処分・解雇 ・非典型雇用（パート、アルバイト、有期雇用、派遣）と法
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 使用しない。</p> <p>参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して演習での報告（60%）、受講態度（40%）を総合して判断する。</p>

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性

社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるこ
とが、学科のめざす学生像と重なる。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	4年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標である。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告をしてもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、他の参加者には報告に対する議論を求める。	メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！
	到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べられるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどは、報告者・参加者の希望を聞いて決定する。
	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。
	学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！
	評価 報告内容、出席状況などを総合して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 国際法Ⅰ～Ⅳ
-------	-----------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	4年	ゼミの際に限らず、随時受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法に関する判例を題材に研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、リーガルマインドを養います。 ゼミでの議論や県外ゼミとのディベートを通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。 	<p>判例や法律用語は難しい！誰もがそんな風に思っていることでしょう。実際、その通りです。でも、昨日まで全く読めなかった、理解できなかった判例や法律用語が、今日は読める、そして内容を理解できるようになれば、こんなに楽しいことはありません。ゼミの活動を通して、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を、ゼミの仲間達と共有していきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な判例の読み方、判例研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 研究対象となった判例の法的課題や争点を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する学説や関連判例を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する報告内容をまとめ、それを自分の言葉で説明し、法的課題の解決方法について他者と議論できるようになることを目指します。 	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談しながら決定していきます。最近では概ね以下の通り進行しています。</p> <p>【前期】4月～6月：複数のチームを作り、4年生が3年生に資料の検索方法を教えながら、判例研究を行う。報告担当日には、準備した内容を報告し、他のゼミ生からの質疑等に答える。</p> <p>7月以降：県外の15大学が参加する合同ゼミへのエントリーテーマを決定し、本番に向けて準備を開始する。</p> <p>【後期】10月：合同ゼミの態度決定書、当日の報告担当部分のパワーポイントや配付レジュメを作成し、本番に臨む。</p> <p>11月以降：前期や合同ゼミとは異なるメンバーで判例研究を行う。ゼミの1年間の活動報告をまとめたゼミ集を作成・印刷する。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>『民事訴訟法判例百選（第5版）』別冊ジュリストNo226（有斐閣）</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 「民事訴訟法」を受講した後は、関心に応じて「民事執行法」「倒産法」を受講してください。
評価	<p>演習への参加姿勢(30%)、担当報告準備の取り組み姿勢(30%)、当日の報告内容(20%)、質疑や討論の際の発言内容(20%)等を総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>演習で身につけたリーガルマインドや文章力・プレゼン力を社会で発揮してください。</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性

1つの分野を掘り下げて研究することを通じた専門的知識の取得の機会になります。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	4年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金が課されるかについて、「課される」「課されない」両方の考え方が主張されることもよくあります。「なぜ」正反対の考え方に分かれるのかを考えると、法律学の面白さがあります。その面白さを感じてほしいと思います。</p>	<p>「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にしてほしいと思います。</p>
到達目標	<p>テーマとなる問題について関係する制度を調べ、考え、聞き手に対して伝えることができるようになることを目標とします。</p>	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎がした後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます（もっとも、初めのうちは、3年生のディベートの準備として判決の読み方を学んだり、グループ報告などをしてもらうことも考えています）。その他、ゼミ生の意見も聴きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法を試みたいと思います。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三木義一編著『よくわかる税法入門〔最新版〕』（有斐閣選書） ※専門演習Ⅰから続けて履修する人たちは、第11版でも構いません。 別冊ジュリスト『租税判例百選〔第6版〕』有斐閣 その他、適宜指示・紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>①専門演習Ⅱから履修する人は、専門演習Ⅰ（末崎）の同じ欄を参照してください。②専門演習Ⅰから引き続き履修する人は、前年度よりもさらにレベルアップすることを目指してください。資料の読み込みや調査、班別打合せでの検討や立論の作成、試合（ディベート）での発言等、役割分担も考えながら主体的に取り組み、調査・分析する力や聞き手に伝える力を養いましょう。他人任せはNGです。</p>
	<p>評価</p> <p>「学びの手立て」記載事項を踏まえて、ディベート等にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>租税法・専門演習Ⅰ</p>
-------	-------------------------------------

※ポリシーとの関連性

法的思考能力（リーガルマインド）を身につけるため、これまで習得してきた法律知識を生かして、様々な問題に取り組む。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	4年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	このゼミは、民法についての理解を深めることを目的とします。判例研究や、公務員試験、司法試験などの試験問題を用いた応用学習、グループでの共同研究などを行います。	これまでの大学生活で身につけてきた知識と経験を生かした総まとめとも言える授業なので、自分の力を大いに発揮して、積極的に授業に取り組んでほしいと思います。

到達目標	現実の社会における様々な問題に対して、柔軟かつ適切な解決策を導き出すことのできる法的思考能力（リーガルマインド）を身につける。
------	---

学びの実践	学びのヒント
	授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	ゼミで扱うテーマは、その都度みんなで話し合っ決定します。民法について知りたいこと、扱ってみたいテーマ、やってみたい問題など、積極的に提案してほしいと思います。
	テキスト・参考文献・資料など 必要に応じて、適宜紹介します。
学びの手立て	必ず予習をしてから授業に参加し、授業終了後には復習をすること。
評価	授業への取り組みの積極性、発表の内容、提出課題などを総合的に考慮して評価します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 これから社会に出ると、様々な問題に直面しますが、それを法律的に考えるという心構えを忘れないようにして下さい。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	4年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるため、①研究報告とその質疑応答、②グループディスカッションなどを中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例に加えて、沖縄の現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」「国際取引法」「沖縄経済特区」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。また、①充実した楽しいゼミにする、②就職100%を目指す、③ゼミ生同士や卒業生などとの人脈作りや思い出作りも大切にすることなどがモットーです。</p>
到達目標	研究報告などにより、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。なお、ゼミ合宿では、沖縄経済特区（那覇空港内の施設・名護市の経済特区）の企業見学なども行う。また、3・4年生の交流を深めるための各種イベント（沖国祭・体育祭・新3年生歓迎会など）も行う。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】特に指定しない。</p> <p>【参考文献】岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第3版〕』（有斐閣、2016）など。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言などを総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	租税法	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	3年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 私たちの生活に税法は深くかかわっていますが、その仕組みはあまりよく知られていません。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学んでいきます。	メッセージ 税法はとっつきにくいと思いますが、知っておいて損はありません（知らないで損するおそれあり）。「税法って意外に面白いんだ」と思ってもらえる講義をしたいと思います。
	到達目標 税には様々な種類がありますが（所得税、消費税、相続税など）、このような複数の税がなぜ設けられているのか、またそれぞれの税でなぜそのような仕組みが採られているのかを、税法の基本原則との関係で説明できるようになることを目標とします。なお、前期は主に所得税を中心に取り上げ、後期は他の税目や税法の基本原則について取り上げる予定です。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（酒税法を題材に）	該当範囲の予習・復習
	2	税の意義（第1章）・所得税法(1)所得税の課税の仕組みの概要	同上
	3	所得税法(2)所得分類（第9章）①	同上
	4	所得税法(3)所得分類（第9章）②	同上
	5	所得税法(4)所得概念（第7章）①	同上
	6	所得税法(5)所得概念（第7章）②	同上
	7	所得税法(6)給与所得課税（第10章）	同上
	8	所得税法(7)課税最低限（第5章）・人的控除（第13章）①	同上
	9	所得税法(8)人的控除（第13章）②	同上
	10	所得税法(9)所得税の計算構造（第15章）	同上
	11	所得税法(10)収入の帰属年度（第12章）①	同上
	12	所得税法(11)収入の帰属年度（第12章）②	同上
	13	所得税法(12)源泉徴収（第11章）	同上
	14	所得税法(13)課税単位（第9章）	同上
	15	期末試験（前期）	
	16	租税法律主義（第2章）①	該当範囲の予習・復習
	17	租税法律主義（第2章）②・租税回避（第3章）①	同上
	18	租税回避（第3章）②	同上
	19	応能負担原則（第4章）	同上
	20	消費税の基礎（第18章）	同上
	21	多段階付加価値税（第19章）	同上
	22	非課税・ゼロ税率・逆進性対策（第20章）	同上
	23	消費税（第18～20章）補足・まとめ	同上
	24	相続税の課税の根拠（第21章）	同上
	25	日本の相続税の課税方式と問題点（第22章）	同上
	26	相続税（第21・22章）補足・まとめ	同上
	27	譲渡所得・贈与に対する課税（第12章）①	同上
	28	譲渡所得・贈与に対する課税（第12章）②	同上
	29	確定手続（第25章）・税務調査（第26章）	同上
30	まとめ	同上	
31	期末試験（後期）		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】三木義一編著『よくわかる税法入門（最新版）』（有斐閣）※詳しいことは、遅くとも初回の講義時にお知らせします。</p> <p>その他、講義資料を配布します。</p> <p>【参考文献】三木義一『日本の税金（新版）』（岩波新書）、同『給与明細は謎だらけ』（光文社新書）</p> <p>その他適宜紹介します。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>【履修の心構え】</p> <p>講義は、受講生が使用する教材を読んできていることを前提に進めます。</p> <p>細かい計算はしません（九九が分かれば十分です）ので、計算に苦手意識があっても問題ありません。</p> <p>講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。</p> <p>その他、初回の講義で履修上の注意事項を補足することがありますので、特に初回の講義には出席すること。</p> <p>【発展的な学びのために】</p> <p>税の問題や改正に関する報道に関心をもってください。</p>
学 び の 実 践	<p>評価</p> <p>期末試験…80% 上記の到達目標に達しているかを判定します。</p> <p>平常点…20% 用語の意味や制度の趣旨などの確認のための小テストを行います（前後期各1回程度を予定）。</p> <p>また、講義への参加状況も考慮します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>【関連科目】憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ・Ⅱ（末崎担当）、民法各科目など</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	担保物権法	後期	木2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「物権法」の続きなので、先に「物権法」を勉強しておかないと授業についていくのが難しいので注意して下さい。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかったら困るので、確実にお金を取り戻す方法を考えます。その方法として用いられるのが、担保物権です。講義を通じて、担保物権の種類と効果を学習しましょう。</p>	<p>民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。</p>
到達目標	債権を確保する手段として重要な、担保物権についての知識を身につける。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、担保物権とは何か	テキスト、六法を準備すること
	2	担保物権の種類	テキスト207～210ページ
	3	担保物権の効力と性質	テキスト211～212ページ
	4	留置権① 留置権の成立要件	テキスト213～218ページ
	5	留置権② 留置権の効力	テキスト218～220ページ
	6	先取特権① 先取特権の種類	テキスト220～224ページ
	7	先取特権② 先取特権の順位と効力	テキスト224～229ページ
8	質権① 動産質	テキスト230～237ページ	
9	質権② 不動産質、権利質	テキスト237～243ページ	
10	抵当権① 抵当権の設定	テキスト243～249ページ	
11	抵当権② 抵当権の効力	テキスト249～299ページ	
12	抵当権③ 根抵当権	テキスト303～314ページ	
13	非典型担保① 仮登記担保	テキスト315～330ページ	
14	非典型担保② 譲渡担保	テキスト330～348ページ	
15	非典型担保③ 所有権留保	テキスト348～353ページ	
16	期末試験	期末試験	
テキスト・参考文献・資料など	淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第4版〕』（有斐閣、2017年10月）		
学びの手立て	毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。		
評価	期末試験（100点）によって評価します。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、債権総論、債権各論、家族法
-------	---------------------------------------

※ポリシーとの関連性

知的財産を保護する法律を理解し、実社会に役立つ知識を身に付けることを目的とする。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	知的財産法Ⅰ	前期	月3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-大久保 秀人	3年	授業終了後に教室で受け付けます。または、学務課を通じて受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>近年は知的財産に関する事件が増え、企業からは知的財産に直接携わる部門はもちろん、これまで知的財産と関わりがなかった部門でも、知的財産に関する知識・能力をもつ人材が求められるようになってきている。しかし、そのような知識・能力をもつ人材は多くはない。そこで、知的財産に関する知識を身に付け、企業から必要とされる人材の育成を目指す。</p>	<p>知的財産に関する知識・能力をもった人材は、まだまだ不足しており、知的財産に携わる部門で働いている社会人でも、知的財産に関して正確な知識をもった人材は極めて少ないのが現状である。そのため、少ない知識でも有力な武器になることから、積極的に勉強することを期待する。</p>
到達目標	<p>知的財産制度の全体像と、知的財産権の1つである著作権や産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の概要を理解できる。 実社会で起きている知的財産に関する問題が、どのような知的財産権によるものか理解できる。 知的財産管理技能検定や弁理士試験の簡単な問題を回答できる。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	弁理士の職務と知的財産制度概論	
	2	知的財産権と産業財産権について	
	3	知的財産権の戦略的活用と課題	
	4	著作権制度の概要	
	5	著作人格権と著作財産権	
	6	著作権の利用と制限規定①	
	7	著作権の利用と制限規定②	
8	著作権法とデザイン保護法（意匠法、不正競争防止法）		
9	産業財産権の概要		
10	特許制度の概要と保護要件①		
11	特許制度の概要と保護要件②		
12	実用新案制度の概要と保護要件		
13	意匠制度の概要と保護要件		
14	商標制度の概要と保護要件		
15	商標法とブランド保護法（意匠法、不正競争防止法）		
16	期末試験		
テキスト・参考文献・資料など	<p>講義は、配布する資料に基づき行う。そのため、講義を受けるためにテキストを購入する必要は無い。但し、自習のために、次の資料を参考にすることが望ましい。 なお、次の資料はいつでもウェブページ上から無料で入手できる。 特許庁『工業所有権法（産業財産権法）』逐条解説 ※特許庁HP 特許庁『産業財産権法』法令改正の解説 ※特許庁HP 文化庁『著作権テキスト』 ※文化庁HP</p>		
学びの手立て	<p>①「履修の心構え」 講義中の飲食は認める。 パソコン、スマートフォンなどの通信機器の操作は認めない。 出席日数が足りない場合、期末試験を欠席した場合（追試を受ける場合を除く）は、単位を付与しない。 ②「学びを深めるために」 予習復習はすることが望ましいが、試験勉強も含めて、講義以外の学習は必ずしも必要ではない。 但し、世の中で起きている知的財産権に関する問題について常に興味をもつことが望ましく、意欲ある学生には、知的財産管理技能検定に合格するためのアドバイスをします。</p>		
評価	<p>期末試験60%、レポート20%、出席点20%</p>		

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>(1) 上位科目 知的財産法Ⅱ（後期）</p> <p>(2) 次のステージ 知的財産管理技能検定や弁理士試験の受験</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性

知的財産を保護する法律を理解し、実社会に役立つ知識を身に付けることを目的とする。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	知的財産法Ⅱ	後期	月4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-大久保 秀人	3年	授業終了後に教室で受け付けます。または、学務課を通じて受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>近年は知的財産に関する事件が増え、企業からは知的財産に直接携わる部門はもちろん、これまで知的財産と関わりがなかった部門でも、知的財産に関する知識・能力をもつ人材が求められるようになってきている。しかし、そのような知識・能力をもつ人材は多くはない。そこで、知的財産に関する知識を身に付け、企業から必要とされる人材の育成を目指す。</p>	<p>知的財産に関する知識・能力をもった人材は、まだまだ不足しており、知的財産に携わる部門で働いている社会人でも、知的財産に関して正確な知識をもった人材は極めて少ないのが現状である。そのため、少ない知識でも有力な武器になるため、積極的に勉強することを期待する。</p>
到達目標	<p>知的財産制度の全体像と、知的財産権の1つである著作権や産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の概要を理解できる。 実社会で起きている知的財産に関する問題が、どのような知的財産権によるものであり、どのような結論が妥当かを自ら判断できる。 知的財産管理技能検定や弁理士試験の問題を理解し、回答できる。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	知的財産制度概論	
	2	企業間に起こる知財紛争	
	3	産業財産権の概要	
	4	発明の成立要件と特許要件	
	5	特許権侵害紛争における攻防	
	6	特許発明の技術的範囲と均等論	
	7	職務発明の考え方と問題点	
8	デザイン保護法としての意匠法、不正競争防止法		
9	意匠の登録要件		
10	意匠権侵害紛争		
11	ブランド保護法としての商標法、不正競争防止法について		
12	商標の登録要件		
13	商標権侵害紛争		
14	著作権法の概要と保護対象		
15	著作権侵害紛争		
16	期末試験		
テキスト・参考文献・資料など	<p>講義は、配布する資料に基づき行う。そのため、講義を受けるためにテキストを購入する必要は無い。 但し、自習のために、次の資料を参考にすることが望ましい。 なお、次の資料はいずれもウェブページ上から無料で入手できる。 特許庁『工業所有権法（産業財産権法）』逐条解説 ※特許庁HP 特許庁『産業財産権法』法令改正の解説 ※特許庁HP 文化庁『著作権テキスト』 ※文化庁HP</p>		
学びの手立て	<p>①「履修の心構え」 講義中の飲食は認める。 パソコン、スマートフォンなどの通信機器の操作は認めない。 出席日数が足りない場合、期末試験を欠席した場合（追試を受ける場合を除く）は、単位を付与しない。 ②「学びを深めるために」 予習復習はすることが望ましいが、試験勉強も含めて、講義以外の学習は必ずしも必要ではない。 但し、世の中で起きている知的財産権に関する問題について常に興味をもつことが望ましく、意欲ある学生には、知的財産管理技能検定に合格するためのアドバイスをします。</p>		
評価	<p>期末試験60%、レポート20%、出席点20%</p>		

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>(1) 上位科目 知的財産法Ⅱ（後期）</p> <p>(2) 次のステージ 知的財産管理技能検定や弁理士試験の受験</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性

地方自治に関する基本的な法理論を学び、地域社会が抱える課題を認識し、それを解決する方法を見出すことができるようになる。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	地方自治法	後期	木1	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	柴田 優人	3年	授業後の教室での受け付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。	

学びの準備	ねらい 地方自治に関する基本的な法理論・制度を理解する。それとともに、地方自治・地方分権をめぐる新たな動きや今後の方向性を視野に入れ、地方自治と法のあり方を学ぶ。	メッセージ 機関委任事務制度の全廃などのように、現在のわが国では、国と地方の関係のあり方や役割分担の方法を問うような、さまざまな改革の動きが見られます。本講義を契機として、皆さん自身も新聞報道などに目を向け、地方自治や地方分権をめぐる近年の動向や今後の展開を注意深く見守るようにしてください。
	到達目標 この講義の到達目標は、「地方自治に関する基本的な法理論や制度を体系的に理解することができるようになる」ことと、その基本的理解を前提として、「大きな変動期にある地方自治・地方自治法の現状と課題について自ら考えることができるようになる」ことである。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	地方自治法序論	予習も当然重要であるが、各回の
	2	地方自治の基礎理論	授業内容をよく復習すること。
	3	「地方公共団体」と「自治体」	
	4	自治体の事務(1)―自治事務と法定受託事務	
	5	自治体の事務(2)―事務処理における国と自治体の関係	
	6	自治体の立法(1)―条例と規則	
	7	自治体の立法(2)―条例制定権の限界	
	8	自治体の立法(3)―義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	
	9	自治体の組織(1)―地方議会	
	10	自治体の組織(2)―長・その他の執行機関	
	11	自治体における住民参政・住民参加―参政権、直接請求	
	12	自治体における住民参政・住民参加―住民監査請求・住民訴訟	
	13	地方自治法制の課題	
	14	地方自治・地方自治法の行方	
	15	まとめ	
	16	期末試験	
	テキスト・参考文献・資料など		
	テキストは指定しないが、講義中に紹介する参考文献が1冊でも手元にあれば有益である。また、講義はレジュームに基づいて行い、必要に応じて資料等を配布する。他の法律科目と同様の六法を必携のこと。その他については、初回の講義で指示する。		
	学びの手立て		
	法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に摘示されるさまざまな問題に対して、「自分はどう考えるか」も検討してほしい。		
	評価		
	期末試験100%		

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目：憲法、行政法、環境法
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	地方自治論	前期	月3・木3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	黒柳 保則	2年	まずは講義終了後に教室にて受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックを論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずですが、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えませんが、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られることでしょう。こうした現状を理解する上で役立つ講義をします。</p>	<p>毎回なんらかの資料を配布したり映像を視聴したりして、地方自治をめぐる最新の動向を踏まえられるようにします。</p>

到達目標	地方自治についての主要な論点を理解し、実際の問題を考える際に応用できるようにすることです。
------	---

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	地方自治とは	参考文献の該当部分
	3	地方自治の構造	参考文献の該当部分
	4	地方自治の歴史一戦前	参考文献の該当部分
	5	地方自治の歴史一戦後	参考文献の該当部分
	6	沖縄における地方自治の歴史一戦前	参考文献の該当部分
	7	沖縄における地方自治の歴史一戦後	参考文献の該当部分
	8	自治体の種類	参考文献の該当部分
	9	自治体首長の地位と役割	参考文献の該当部分
	10	自治体首長と地方議会の関係	参考文献の該当部分
	11	地方議会の役割と権能	参考文献の該当部分
	12	地方議会の現状と改革	参考文献の該当部分
	13	二元代表制の特徴	参考文献の該当部分
	14	自治体における選挙	参考文献の該当部分
	15	自治体の組織と職員	参考文献の該当部分
	16	国・都道府県・市町村の関係	参考文献の該当部分
	17	中央集権から地方分権への動向	参考文献の該当部分
	18	地方分権における変更点	参考文献の該当部分
	19	市町村合併の歴史	参考文献の該当部分
	20	沖縄における市町村合併の歴史	参考文献の該当部分
	21	「平成の大合併」の現状と課題	参考文献の該当部分
	22	広域行政と道州制	参考文献の該当部分
	23	道州制の展望	参考文献の該当部分
	24	自治体と地方税制	参考文献の該当部分
	25	自治体の財政とその危機的状況	参考文献の該当部分
	26	三位一体改革と自治体の財政	参考文献の該当部分
	27	住民の自己決定と住民投票制度	参考文献の該当部分
	28	地域福祉と地域保健	参考文献の該当部分
	29	国際化時代と自治体	参考文献の該当部分
30	自治体外交の生成と現状	参考文献の該当部分	
31	まとめ/試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません。レジュメを配布します。</p> <p>【参考文献】磯崎初仁他『[第3版]ホーンブック 地方自治』北樹出版、2014年。北村亘・青木栄一・平野淳一『地方自治論-2つの自律性のはざままで-』有斐閣、2017年。柴田直子他編『地方自治論入門』ミネルヴァ書房、2012年。山田光矢他編『地方自治論』弘文堂、2012年。村林守『地方自治のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書、2016年。今井照『地方自治講義』ちくま新書、2017年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2018年版』矢野恒太記念会、2017年。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>地方自治をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。</p>
	<p>評価</p> <p>試験（70%）と平常点（30%）にて評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>自治体経営論</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	手形・小切手法	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	3年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>手形・小切手は、現実の経済活動において、重要な役割を果たしている。主に、企業が取引を行う場合において、手形・小切手は、①支払の手段、②信用の手段、③送金・取立の手段としての機能を果たしている。実務においては、銀行取引や貿易取引とも密接に関係している。本講では、このような企業の取引とも関係する「手形・小切手法」を中心に議論を進める。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「手形・小切手法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p>
到達目標	法と経済学や国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	手形・小切手法総論	
	2	手形・小切手の意義・法的構造	
	3	手形・小切手の経済的機能	
	4	手形・小切手と銀行取引	
	5	有価証券	
	6	手形行為の意義と特性	
	7	手形行為の成立要件	
	8	手形行為の有効要件	
	9	他人による手形行為	
	10	無権代理	
	11	偽造	
	12	表見代理	
	13	約束手形総論	
	14	振出（1）振出の意義および効力	
	15	振出（2）手形要件	
	16	振出（3）記載事項	
	17	白地手形	
	18	手形の変造	
	19	裏書（1）約束手形の譲渡	
	20	裏書（2）譲渡裏書の効力	
	21	善意の手形取得者の保護（1）物的抗弁等	
	22	善意の手形取得者の保護（2）善意取得	
	23	特殊の裏書	
	24	手形の支払	
	25	遡求	
	26	手形保証・隠れた保証のための裏書	
	27	時効・利得償還請求権・除権決定・手形訴訟	
	28	為替手形	
	29	小切手	
30	総括		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 早川徹『基本講義 手形・小切手法』(新世社、2007年)</p> <p>(2) 最新版の六法</p> <p>(3) 必要に応じて、適宜資料を配布する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、授業参加度が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、経済法、法務研究Ⅰ(法学検定の対策講座)、法政特論Ⅱ(ビジネス実務法務検定の対策講座)</p>

※ポリシーとの関連性

都市政策論を学ぶことによって、「地域づくりに積極的に参加し、地域社会が直面している課題に的確に理解する」力を付ける。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	都市政策論	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	照屋 寛之	3年	原則、授業終了後に教室で質問、問い合わせは受けるが、研究室でも随時対応します。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>わが国は「経済大国」になったが、国民はそれに相応しい快適な環境と住宅で生活するという「生活大国」にはほど遠い。住宅や公園、公共交通の整備など生活の質といった面から見ると、他の先進国に立ち後れているのは、都市化とともに発生した都市問題に早い段階から真剣に取り組まなかったからである。都市化したわが国のこれからの「まちづくり」は、どうあるべきかを考えてみたい。</p> <p>到達目標</p> <p>都市政策論を受講することによって、都市景観、都市化と公共交通、中心市街地の衰退と街のあり方など「まちづくり」を考え、より良い生活空間をいかに創造するかをを模索する。</p>	<p>都市政策論を学ぶことによって、どのようにしたら私たちの住んでいる街が快適な「生活の質」を高めることができるかを考える。</p>

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	今なぜ都市政策を学ぶか	関連資料を配布する。以下同じ
	2	都市の矛盾と都市政策	
	3	都市化の諸要因	
	4	日本の都市政策の矛盾①	
	5	日本の都市政策の矛盾②	
	6	都市政策と土地利用	
	7	わが国の都市政策と住宅政策	
	8	地方創生とこれからの地方のまちづくり（1）	
	9	地方創生とこれからの地方のまちづくり（2）	
	10	地方創生の現状と課題	
	11	諸外国の都市政策から日本が何を学ぶか	
	12	都市政策と都市景観（ビデオ使用）	
	13	わが国の都市政策と都市景観の現状	
	14	諸外国の都市景観から何を学ぶか（ビデオ使用）	
	15	中間テスト	
	16	中心市街地衰退の現状（ビデオ使用）	
	17	中心市街地衰退の要因	
	18	中心市街地活性化の方策	
	19	諸外国の中心市街地活性化策（ビデオ使用）	
	20	都市政策と交通政策のあり方	
	21	路面電車による市街地の活性化①	
	22	路面電車による市街地の活性化②	
	23	諸外国の都市交通（ビデオ使用）	
	24	路面電車導入による沖縄の都市の展望	
	25	都市化とゴミ問題の深刻化	
	26	都市廃棄物のドイツと日本の現状	
	27	循環型社会のリサイクルの現状	
	28	リサイクル社会は幻想か（1）	
	29	リサイクル社会は幻想か（2）	
30	まとめ		
31	学年末テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：教科書は指定しない。必要に応じてプリントを配布します。</p> <p>参考文献：矢作 弘『日本の都市は救えるか』閣文社 田村 明『まちづくりと景観』岩波新書</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>講義中の私語、居眠り、携帯電話の使用は認めない。</p>
学 び の 継 続	<p>評価</p> <p>テスト、感想文を総合的に判断して評価します。</p>
	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>地域行政論、自治体経営論</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	日本外交史	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	野添 文彬	2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題、新興国の台頭など、日本外交は多くの課題を抱えています。本講義では、現在及び今後の国際社会における日本の立ち位置を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観することを目的とします。	メッセージ 日本は国際社会でどのような役割を果たすべきか、歴史を振り返りつつ、考えてみてください。
	到達目標 日本外交の歴史の大きな流れと現在の課題を説明できるようになることを目指します。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	イントロダクション	
	2	幕末から明治維新へ	前回の復習+時事問題のチェック
	3	条約改正	以下、同じ
	4	日清戦争	
	5	日露戦争と韓国併合	
	6	第一次世界大戦とワシントン体制	
	7	満州事変	
	8	日中戦争	
	9	日米戦争への道①	
	10	日米戦争への道②	
	11	アジア太平洋戦争①	
	12	アジア太平洋戦争②	
	13	日本の降伏	
	14	占領と改革	
	15	中間テスト	
	16	冷戦と経済復興	
	17	講和と安保	
	18	1955年体制と日米関係	
	19	安保改定	
	20	高度成長と日本外交	
	21	日韓国交正常化	
	22	沖縄返還①	
	23	沖縄返還②	
	24	日中国交正常化	
	25	1970年代の国際変動と日本外交	
	26	日米防衛協力	
	27	冷戦終焉後の日本外交	
	28	日米安保再定義と沖縄基地問題	
	29	2000年代の日本外交	
30	2010年代の日本外交と総括		
31	期末テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。参考文献は、五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2014年。五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣、2008年、北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>新聞に日々目を通すなど、社会のことに興味を持ち、自分なりの考えを持ちましょう。</p>
	<p>評価</p> <p>中間テスト（30％）、期末テスト（50パーセント）、平常点（20％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>国際政治学、アジアと日本、沖縄の基地問題など。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	日本政治史	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-山本 章子	2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、現在の日本政治を深く理解する視座を養うため、明治維新から2000年代の日本政治の歴史的展開を学びます。前半部分では、近代化を実現し、政党政治を実現させた日本が、第二次世界大戦に突入するまでを概観します。後半部分では、戦後日本の経済成長と55年体制の展開から政権交代を経て、現在の自民党一強の時代までを概観します。</p>	<p>歴史を学ぶことは「現在と過去の対話」といわれます。現在の問題の背景や原因を理解する上で過去の出来事を知ることは不可欠であり、過去の出来事を知ることによって現在について新たな見方を得ることができます。歴史を学ぶことで、私たちの世界観はより豊かになるのです。本講義は政治を中心に扱いますが、経済や社会、文化など、できるだけ幅広く日本の近現代史を見ていきたいと思っています。</p>
到達目標	近代以降の日本の歩みについて説明できるようになることを目指します。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	イントロダクション	
	2	幕藩体制の動揺	
	3	明治維新	
	4	近代国家建設	
	5	士族の反乱と自由民権運動	
	6	大日本帝国憲法の制定	
	7	議会政治の定着	
	8	藩閥と政党	
	9	桂園時代	
	10	原敬内閣の成立	
	11	政党内閣制の成立	
	12	政党内閣制の終焉	
	13	総力戦体制	
	14	日米戦争への道	
	15	中間テスト	
	16	占領と改革	
	17	逆コース	
	18	1955年体制の成立	
	19	岸内閣と安保改定	
	20	池田内閣と高度成長	
	21	佐藤内閣と沖縄返還	
	22	田中内閣と日本列島改造論	
	23	1970年代の日本政治と派閥闘争	
	24	中曽根内閣と行政改革	
	25	平成の始まりと政界再編	
	26	橋本内閣と行政改革	
	27	小泉改革の時代	
	28	民主党政権の時代	
	29	安倍政権の政策	
30	まとめ		
31	期末テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て ①新聞などで時事問題をチェックしましょう。 ②写真や映像資料を活用しますので、当時の時代へのイメージを膨らませましょう。 ③議論を活発化させるため、みなさんに発言を求めることがあります。 ③私語は厳禁です。</p>
	<p>評価 期末テスト40%、中間テスト40%、平常点20%。これに加えて、レポートや発言の点数を加点していく。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 日本外交史、日本政治論、沖縄政治論など。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	物権法	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年	メールを下さい。	

学びの準備	ねらい 私たちの法的秩序は、人が物を支配する物権により基本的に形づけられています。従って、物権により物をどのように人が支配しているかを知ることは法律を学ぶ上で重要です。そこで、「物権法」では、民法物権編のうち担保物権を除く175条以下の規定を中心に学びます。	メッセージ 人が物を支配する様を学ぼう。
	到達目標 物権の基本的な内容を理解する。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） まず、民法が定める10種類の物権のうち、担保物権を除く、所有権・用益物権（地上権・地役権・永小作権・入会権）・占有権の意義と内容を学びます。特に所有権については、相隣関係、所有権の原始取得、共有、物権的請求権について学びます。 いわゆる分譲マンションのような区分所有の建物には一棟の建物の一部分を客体とするという特殊な所有権が認められています。そのため、複雑な問題が生ずるために、区分所有法という特別法が設けられていますので、次にこれを学びます。 そして、物権法の中心となるのが物権変動論です。典型的には所有権の移転が問題とされます。所有権は何を要件としていつ移転するのか、また、所有者が所有物を二重に譲渡する場合に問題になるように、所有権の取得を第三者に対抗するための対抗要件が必要かどうかという問題をめぐって、極めて複雑で詳細な議論が行われています。物権法の講義の半分は物権変動論にあてられます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜紹介します。
	学びの手立て 条文が重要です。
	評価 試験（中間・期末）を実施する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 法務研究II, III（不動産登記法）。
-------	-------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法学概論	前期	水2・金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	1年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この講義は、①皆さんがこれから4年間「法」を学んでいく上で必要となる知識や考え方を習得してもらうこと、②「法」にも様々な目的を持つものがあり、それぞれの目的に応じて原則なども異なること、そして、③後期に受講することになる民法総則の勉強の準備として、民法（私法）の世界の基本的な知識や考え方（さらにはその例外・変化も）を理解してもらうことの3点を、目標とします。	「法」を学ぶときは「なぜこういう法があるんだろう？」と考えるのがコツです。一緒に「法」の勉強のスタートを切りましょう！
到達目標	「ねらい」に書かれていることが理解し説明できるようになることを目標とします。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	内容の復習
	2	法と社会の関わり①	該当箇所の予習・復習
	3	法と社会の関わり②	同上
	4	法と社会の関わり③	同上
	5	法の学び方・法の基本的な考え方①	同上
	6	法の学び方・法の基本的な考え方②	同上
	7	法とは何か・法源①	同上
	8	法とは何か・法源②	同上
	9	法令の読み方①	同上
	10	法令の読み方②	同上
	11	法の解釈	同上
	12	交通事故と法①（刑法）	同上
	13	交通事故と法②（民法）	同上
	14	交通事故と法③（行政法）	同上
	15	小まとめ	同上
	16	中間試験	
	17	前半の範囲についての復習など	該当箇所の予習・復習
	18	民法①民法の構成・債権と物権	同上
	19	民法②私的自治の原則・契約	同上
	20	民法③契約の拘束力	同上
	21	民法④契約の種類・形式	同上
	22	民法⑤未成年者がした契約	同上
	23	民法⑥借家を無断で又貸しすると？	同上
	24	小まとめ	同上
	25	労働法①アルバイトでも「労働者」	同上
	26	労働法②労働契約に関する定め	同上
	27	消費者法①クーリングオフ	同上
	28	消費者法②消費者契約法	同上
29	契約関連まとめ	同上	
30	全体まとめ・補足	同上	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】武藤眞朗・太矢一彦・多田英明・宮木康弘『法を学ぶパートナー（第3版）』（成文堂） その他、末崎作成のテキスト（講義案）やレジユメを使用します。</p> <p>【参考文献】倉沢康一郎『プレップ法と法学』（弘文堂） 道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』（弘文堂） 戸松秀典『プレップ憲法（第4版）』（弘文堂） その他、講義の中で必要に応じて紹介します。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>①法は私達の社会と深く関わっています。新聞やニュースを通じて社会での出来事に関心をもつよう意識してください。②毎回の講義の前に、テキストなどの指示された範囲を読んで来ること。講義はテキストなどを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法などの学習用六法を毎回必ず持参すること（自分で勉強する時にも引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で注意事項をお話しますので、初回の講義には必ず出席すること。</p>
	<p>評価</p> <p>中間・期末試験（合計80%）と平常点（20%）の合計で評価する予定です。中間・期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（ただし、中間試験については、講義の状況を踏まえてレポートに変更するかもしれません）。平常点は、講義での質問に対する解答や講義中の小テスト（または宿題としての課題）を基本に、講義への参加状況も加味して評価します。なお、小テストなどでは、言葉の意味や制度の趣旨などの基本的な知識の確認を主に行う予定です。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>法律学科が開講するすべての科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法史学	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫・山下 良	2年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。	歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎する。前半（15回まで）は稲福、後半（16回以降）は山下が担当する。
到達目標	この講義では、法の歴史を学ぶことを通じて、現代法の歴史性、多様な価値観を修得することを目標とする。過去を振り返ることは、未来を展望する視点を切り拓くことに繋がる。法の連続性と非連続性について、ともに考えていきたい。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	法史学を学ぶ意義	
	2	法史上の明治維新	
	3	自由民権運動	
	4	西欧法の「継受」	
	5	明治憲法体制の確立	
	6	民法典論争	
	7	条約改正	
	8	穂積陳重の法典論	
	9	穂積陳重の法律進化論	
	10	佐喜眞興英の法史学に占める位置	
	11	明治末期の「時代閉塞の現状」	
	12	大正デモクラシーと治安維持法	
	13	国家総動員法体制	
	14	敗戦と戦後改革	
	15	中間試験	
	16	わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史① 東京開成学校	
	17	わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史② 東京帝国大学	
	18	古典古代社会の法と国制	
	19	古ゲルマン社会の法と国制	
	20	中世初期の法観念	
	21	「古き良き法」理論	
	22	ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出① プロイセンの司法制度	
	23	ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出② 司法改革	
	24	自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ① 自然法的立法論	
	25	自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ② 啓蒙期法典編纂	
	26	早期の法典編纂	
	27	サヴィニー対ティボーの法典論争	
	28	ドイツ歴史法学派① サヴィニーとヴィントシャイト	
	29	ドイツ歴史法学派② ギールケとグリム	
30	ヤーコプ・グリムの法学観		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 特に指定はない。適宜レジュメを配布する。参考資料などは、講義時間内に、プリントなどで紹介する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 受講する学生の意欲的な学習態度が求められる。</p>
	<p>評価 時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験を総合して評価の基準とする。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 外国史、日本史を学ぶと同時に、沖縄・琉球史の履修を勧める。</p>

※ポリシーとの関連性 西欧の法思想の流れを追うことによって、多様な法学的世界観を修得する。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法思想史	通年	火3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福日出夫(前期)、清水太郎(後期)	1年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 日本の近代法の形成に大きな影響を与えた西欧の法思想を学ぶことによって、現行日本法の思想的背景を探っていく。未来を展望する柔軟な視点を修得すること。	メッセージ 歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 過去を振り返ることは、未来を展望する柔軟な視点を切り拓くことに繋がる。法の連続性と非連続性について、さらには社会科学一般について、ともに考えていきたい。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	法思想史の方法について	適宜紹介する文献を読んでおくこと (以下、同じ)
	2	古代ギリシアの法思想Ⅰ 神話のなかの法と正義	
	3	古代ギリシアの法思想Ⅱ ソフィストとソクラテス	
	4	古代ギリシアの法思想Ⅲ プラトンの法思想	
	5	古代ギリシアの法思想Ⅳ アリストテレスの法思想	
	6	ヘレニズム時代の法思想	
	7	古代ローマの法思想	
	8	西欧中世の法思想	
	9	教会法学者たちの法思想	
	10	ルネサンスとその法思想史上の意義	
	11	宗教改革期の法思想Ⅰ ルターの法思想	
	12	宗教改革期の法思想Ⅱ ジョン・ミルトンの法思想	
	13	宗教改革期の法思想Ⅲ キリスト教的婚姻思想のもつ意義	
	14	絶対主義の法思想から近代自然放論へ	
	15	中間試験	
	16	イギリス市民革命期の法思想	
	17	フランス啓蒙期の法思想	
	18	功利主義	
	19	ドイツ観念論の法思想	
	20	分析法学から歴史法学へ	
	21	ドイツ近代法律学の展開	
	22	社会主義の法思想Ⅰ マルクス主義	
	23	社会主義の法思想Ⅱ ソ連法理論	
	24	大陸の法学革新運動	
	25	アメリカ法思想とプラグマティズム	
	26	ケルゼンの法思想	
	27	ドイツ法思想の変遷	
	28	現代ドイツの法律学方法論と法理論	
	29	現代英米の法理学の展開	
30	現代正義論とその展開		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など 田中成明ほか『法思想史（第2版）』（有斐閣）。また、講義の中で、適宜、資料を配付する。</p>
	<p>学びの手立て 受講生の意欲的な学習態度が求められる。</p>
	<p>評価 中間試験および期末試験（またはレポート）による。評価の基準は、課されたテーマに真剣に向き合った文章になっているか、である。参考書やネットからのコピーに満ちた答案は、評価の対象にならない。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 外国史や日本史を学ぶと同時に、沖縄・琉球史の履修を勧める。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論 I	後期	木 1	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-運天 寛樹	2年	授業終了後、または、E-mailで質問を受け付けることとする。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	本講義では、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等の法律系資格試験、公務員試験で共通の出題科目である民法を中心に講義していく。民法は、これらの試験において重要な科目であることから、これらの試験を意識した講義を行う。	基礎的な事項について初学者にもわかりやすく教えます。法律系資格試験を受験予定でなくとも、民法は、生活するうえで基本かつ重要な法律なので、興味がある学生には是非受講していただきたいです。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 民法全般の基礎的な知識を取得すること。 講義で得た知識を前提に、様々な事例に関する民法上の問題について、文章で説明できるようになること。 	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	民法総則（1）－制限行為能力	講義の復習
	3	民法総則（2）－意思能力	同上
	4	物権法（1）－所有権、対抗問題	同上
	5	物権法（2）－担保物権	同上
	6	債権総論（1）－債務不履行	同上
	7	債権総論（2）－多数当事者の債権債務関係	同上
8	債権総論（3）－債権譲渡、債権の消滅	同上	
9	債権各論（1）－契約（売買）	同上	
10	債権各論（2）－契約（賃貸借）	同上	
11	債権各論（3）－不当利得、不法行為	同上	
12	家族法（1）－婚姻、親子	同上	
13	家族法（2）－相続	同上	
14	家族法（3）－遺言	同上	
15	まとめ	同上	
16	定期試験		
テキスト・参考文献・資料など	テキスト：特に指定しない。 参考文献：内田貴「民法Ⅰ～Ⅳ」（東京大学出版会） ※必ず六法は持参すること（スマホの電子六法は認めない）		
学びの手立て	履修の心構え：講義を受けるからには、民法の基礎知識を是非習得してほしい。但し、民法全般を全16回で講義するという性質上、講義の内容は初歩的なものとなるため、ある程度民法の勉強が進んでいる者にとっては退屈な講義になる可能性があることは留意していただきたい。 学びを深めるために：講義終了後、学習した範囲について、資格試験用の過去問題を解いてみることを推奨する。		
評価	期末に試験を1回行う。 出席状況、試験の成績、受講態度等を総合的に評価する（平常点30%、試験成績70%）。 なお、授業の進行状況によって、適宜、小テストを行うこともあるが、それは理解度を把握するために行うものであるため、評価の対象とはしない（成績次第では加点評価をすることはある）。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 本講義において民法の基礎知識を習得したうえで、より深い知識（判例等）を習得することを希望する。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論Ⅱ	後期	火4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本講義は「ビジネス実務法務検定」の対策講座である。「ビジネス実務法務検定」は、官公庁や企業などの法務部門に限らず、営業・販売・総務・人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得できる。また、官公庁や企業などの入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「民法」「会社法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 本講義では、主に、3級の範囲を中心として、さらには、2級の範囲までを想定して、民法・会社法・知的財産法などの講義を行う予定である。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	ビジネス法務の実務①	
	3	ビジネス法務の実務②	
	4	会社取引の法務①（民法・商法など）	
	5	会社取引の法務②（民法・商法など）	
	6	会社財産の管理と法律①（民法・知的財産法など）	
	7	会社財産の管理と法律②（民法・知的財産法など）	
	8	債権の管理と回収①（民法・破産法など）	
9	債権の管理と回収②（民法・破産法など）		
10	取引を行う主体①（会社法）		
11	取引を行う主体②（会社法）		
12	企業活動に関する法規制（金融商品取引法・消費者契約法など）		
13	会社と従業員の関係（労働法）		
14	ビジネスに関連する家族法（家族法）		
15	紛争の解決方法（民事訴訟法）		
16	国際法務（国際取引法）		
学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない（レジュメを配布する）。 【参考文献】東京商工会議所編『ビジネス実務法務検定試験3級公式問題集』『ビジネス実務法務検定試験2級公式問題集』（中央経済社・最新版）など。 【資料】必要に応じて、資料を配布する。		
学びの実践	学びの手立て 講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。		
学びの実践	評価 期末試験は行わず、授業参加度で評価する。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論Ⅲ	集中	集中	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-半田 滋	2年	lef04740@nifty.com	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>日本の安全保障政策について考察します。日本防衛を担うのは一義的には自衛隊です。日米安全保障条約により、米軍にもその役割が課せられています。専守防衛に徹してきた自衛隊はシベリアンコントロール（文民統制）のもと冷戦後、海外活動に乗り出しました。昨年施行された安全保障関連法により、集団的自衛権の行使にも踏み込もうとしています。自衛隊や米軍のあり方について学びます。</p>	<p>重い基地負担に苦しむ沖縄県。なぜ米軍基地がこれほど集中するのか。加えて沖縄本島に続き、離島ではミサイル部隊など自衛隊の配備も進みます。政府のいう抑止力のためのこれらの基地負担は不可欠なのでしょうか。日本の安全保障政策を知ることにより、身近にある自分の問題として理解できるよう具体的な事例を挙げていきます。</p>
到達目標	<p>日本の安全保障政策を理解すること。中国、北朝鮮などの軍事力の現状と狙いを知ることにより、日本を取り巻く安全保障環境について考察を深めます。そのうえで自衛隊に求められる役割が日本防衛だけでなく、国際秩序の構築、人道復興支援などに広がり、そうした活動が結果的に日本や国際社会の平和につながることを理解していきます。それらを世界、日本、沖縄という三つの地勢的観点から立体的、具体的に理解していきます。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	講義概要の説明と意見交換	
	2	憲法、日米安全保障条約と自衛隊の誕生	
	3	「災害救援から戦争まで」自衛隊を読み解く（DVD鑑賞を含む）	
	4	自衛隊の武器／輸出解禁された武器／問題多い米国製ミサイル防衛システム	
	5	在日米軍の役割、その実態と全国の米軍基地	
	6	沖縄の米軍基地、自衛隊基地の現状と問題点	
	7	国連平和維持活動（PKO）への参加（DVD鑑賞を含む）	
	8	基地をめぐる政府と沖縄の対立（中間とりまとめ）	
	9	南スーダンPKOの現状と課題	
	10	ソマリア沖の海賊対処／ジブチにできた自衛隊初の海外拠点	
	11	米艦艇へ洋上補給／憲法違反の判決を受けたイラクでの米兵空輸（DVDも）	
	12	中国と北朝鮮の軍事力強化とその狙い	
	13	安全保障関連法による自衛隊の変化	
14	求められる安全保障政策とは／沖縄の平和とは（意見交換）		
15	試験		
16			
テキスト・参考文献・資料など	<p>いずれも参考文献・防衛省『平成28年版防衛白書』、長谷部恭男、杉田敦編『安政法制の何が問題か』（岩波書店）、半田滋『「戦地」派遣一変する自衛隊』（岩波新書）、半田滋『日本は戦争をするのかー集団的自衛権と自衛隊』（岩波新書）、半田滋『僕たちの国の自衛隊に21の質問』（講談社）</p>		
学びの手立て	<p>日本を取り巻く安全保障環境はこの四半世紀の間に大きく変化しています。アメリカのトランプ政権誕生で日米安全保障体制はどうなるのか、中国は東シナ海での活動をさらに活発化させるのか、北朝鮮の核開発はより進み、米国と対峙するまでになるのか。新聞、テレビを通じて、日々の動きを追い、日本の安全がどのような形で維持されていくのか注視してください。</p>		
評価	<p>平常点40%、試験60%で評価する。</p>		

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>なぜ沖縄に米軍基地や自衛隊基地が集中するのか、授業で学んだ日本政府の安全保障政策をもとに常に意識して観察し、思考を深める。</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論IV	後期	水1	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	3年	メールを下さい。	

学びの準備	ねらい 損害賠償（債務不履行・不法行為）について学びます。損害賠償は法的紛争の解決に重要な役割を果たしています。交通事故などにより人が死傷した場合のように一次的に損害賠償が問題となる場合だけでなく、例えば、物の帰属をめぐる争いに敗れた者が救済を求め二次的な損害賠償が問題となる場合もありまゝる。講義では、被害者が請求できる損害賠償額はどのように算定されるのかという点を	メッセージ 損害賠償は社会のもめ事の後始末を一手に引き受ける面白い制度です。
	到達目標 損害賠償法についての基本的な内容を理解する。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 以下のような内容についてお話しします。 損害賠償が問題となる様々な場面 債務不履行責任・不法行為責任の要件と効果 契約責任の拡大化をふりかえる 損害とは何かー差額説 損害とは何かー損害事実説 逸失利益の算定をめぐる諸問題 損害賠償の範囲を画定する 金銭債務としての損害賠償債務の特徴 損害賠償債務の一部の提供・供託の効果 重複填補の調整 損害賠償額の算定期
	テキスト・参考文献・資料など レジュメを配布します。 担当教員の論文など、適宜紹介します。
	学びの手立て 判決文を丁寧に読み込むこと。
	評価 レポートによります。講義の際に提出して頂くリアクション・ペーパーの内容を考慮します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 債権総論・各論。
-------	-------------------------

※ポリシーとの関連性 法の歴史性、法文化の多様性を学ぶことを通じて、現代法の歴史性、多様な法学観を修得する。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論V	前期	水3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・社会観に無理解のまま、他国の法文化を判断することがありはしないか。法の歴史性、法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 明治以降の代表的な法学者の法学観をとりあげ、日本の法文化研究の前史を紹介する。さらに、戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを紹介するなかから「厳密でない学としての法学」の意味を探ってみたい。
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。 講義の際、指示する。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 成績評価は、平常点、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論VIの履修を勧める。
-------	---------------------------------------

※ポリシーとの関連性

法文化の多様性を学ぶことを通じて、自国の法文化の占める位置、位相を探る。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論VI	後期	水3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・社会観に無理解のまま、他国の法文化を判断することがありはしないか。法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。	

学びの準備	ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・社会観に無理解のまま、他国の法文化を判断することがありはしないか。法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 宗教改革者たち、たとえばミルトンや、カント、ヘーゲルといった啓蒙思想家たちの家族観、婚姻観を比較検討していきたい。また、メインの『古代法』やバウハーフの『母権論』、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』などを通して、家族観の歴史を辿ってみる。比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。 講義の際、適宜指示する。
-------	---

学びの実践	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
-------	--

学びの実践	評価 成績評価は、平常点、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする
-------	--

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論Vの履修を勧める。
-------	--------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法哲学	集中	集中	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-松島 雪江	3年	講義終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>憲法、民法、刑法といった実定法の背後で、その理念を支える法的な概念や問題の捉え方を学びます。法的な正しさと実社会での正しさについて考え、そこには様々な価値観や見方があることを理解し、自分とは異なる見解を踏まえ上で、論理的に自分の見解の正当性を示せるようにします。リーガルマインドを身につける一つの方法を学ぶこととなります。</p>	<p>価値相対主義という、様々な価値観が並存する社会の中で、「正しさ」や「正義」はどのように現実化することができるでしょうか？また、そもそも「正しさ」とは何でしょうか？唯一の絶対的な正解はないけれども、より妥当な方法を論理的・説得的に検討したいと思います。一緒に取り組んでいきましょう。</p>
到達目標	<p>まず、基礎的な法概念を法思想の中から理解していきます。そうした法概念や、様々な思想家が問題として挙げたことが、実社会ではどのような形で問題化しているのか、また、その問題をどのような角度で捉え方ができるのかを見ていきます。様々な異なる問題の捉え方を踏まえた上で、自分自身の見解を、口頭及び文章によって論理的に提示できるようにします。その際には、他者との対話を通じて、他者の見解を尊重しつつ、それでもなお自分の見解が妥当であるということを示す必要があります。すなわち、法的概念の理解→それに関連する現実的問題の発見・理解→その問題について他者との議論→自分が最も妥当であると考えた問題への対応方法の検討→それを論理的に他者へ示す（口頭及び文章）という手順を行います。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	1-1法とは何か？ 法と正義、キリスト世界の正しさと法、国家と法	
	2	1-2法とは何か？ 古典的正義論：アリストテレス『ニコマコス倫理学』	
	3	1-3法とは何か？ 事例検討：国際法は法か？	テキスト15章（255～271）
	4	2-1近代自然法思想 主権とは何か？	
	5	2-2近代自然法思想 国家と自然法、法の支配：ホッブズ、ロック	
	6	2-3近代自然法思想 事例検討：国家廃止？	テキスト14章（235～254）
	7	3-1近代法典の成立 概念法学、プラグマティズム、リアリズム法学	
	8	3-2近代法典の成立 国家：イエリネク『一般国家学』	
	9	3-3近代法典の成立 事例検討：裁判員制度	テキスト11章（186～201）
	10	4-1 功利主義 ベンサム、多数決原理	
	11	4-2功利主義 民主主義と功利主義：ルソー『社会契約論』	
	12	4-3 功利主義 事例検討：ポジティブアクションとしての女性議席	テキスト12章（202～217）
	13	5-1 価値相対主義 法実証主義	
	14	5-2 価値相対主義 平和と価値相対主義：ラートブルフ『法哲学』	
	15	5-3 価値相対主義 事例検討：女性専用車両	テキスト6章（96～116）
	16	6-1 法実証主義と自然法思想 壁の射手事件	
	17	6-2 法実証主義と自然法思想 法実証主義：ハート『法の概念』	
	18	6-3 法実証主義と自然法思想 事例検討：遵法義務と悪法問題	テキスト13章（218～234）
	19	7-1 法と道徳 危害原理と法的パターナリズム	
	20	7-2 法と道徳 生命医療・先端医療：ミル『自由論』、バーリン「二つの自由概念」	
	21	7-3法と道徳 事例検討：臓器売買	テキスト2章（19～39）
	22	8-1 正義論① 法と正義の問題、リベラリズム	
	23	8-2 正義論① 現代正義論：ロールズ『正義論』、セン『不平等の再検討』	
	24	8-3 正義論① 事例検討：国家の中立性と児童手当	テキスト9章（152～167）
	25	9-1 正義論② リバタリアニズム	
	26	9-2 正義論② 自由と国家：ハイエク『自由の条件』『法・立法・自由』	
	27	9-3正義論② 事例検討：同性婚	テキスト7章（117～134）
	28	10-1法と経済学 行動経済学の知見と法	
29	10-2法と経済学 刑罰：ベッカリーア『刑罰と犯罪』		
30	10-3法と経済学 事例検討：犯罪者の改良	テキスト3章（40～56）	
31			

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストとして、『問いかける法哲学』瀧川裕英編、法律文化社（2016年刊行、2500円）を用います。事前に準備し、授業には持参してください。その他参考文献として、①『はじめて学ぶ法哲学・法思想』竹下賢・角田猛之・市原靖久・桜井徹編、ミネルヴァ書房（2010年刊行、2800円）②『よくわかる法哲学・法思想』深田三徳・濱真一郎編著、ミネルヴァ書房（2007年刊行、2600円）を挙げておきます。参考文献は、必ずしも授業に持参する必要はありません。テキストの指定個所は、事前に目を通しておいてください。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>受講前に履修しておくべき科目などは特にありませんが、真摯な態度で授業に臨んでください。授業内では他の学生と議論したり、口頭で発表する機会もあるので、積極的に参加してほしいと思います。授業内では、理解を深めるために適宜小レポートを作成してもらいます。また、各回ごとに指定された文献には、必ず事前に目を通し、問題に対するおおよその理解をしておいてください。3コマで一つの問題のまとまりを扱っています。1回目で概論、2回目で法思想上の扱い、3回目で事例問題による検討を行います。関連する新聞記事などもチェックするとより理解が深まるでしょう。</p>
	<p>評価</p> <p>7割以上の出席を前提とした上で、授業内での議論・発言と、授業内小レポートで評価します。小レポートでは、基本的な概念を正確に把握した上で、論理的な記述ができているかどうかを判断します。遅刻2回で欠席1回の扱いになりますので、留意してください。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法務研究 I	前期	水 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本講義は「法学検定試験」の対策講座である。「法学検定試験」は、法学に関する学力水準を客観的に評価するわが国唯一の全国規模の検定試験であり、企業の入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「法学」「民法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 本講義では、ベーシック〈基礎〉コース・スタンダード〈中級〉コースの受験を想定して、法学・民法・憲法の試験対策を行うが、刑法に関する問題は取り扱わない予定である。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	法学検定試験について	
	3	法学入門①（法体系の基礎）	
	4	法学入門②（条文・判例の読み方の基礎）	
	5	法学入門③（法解釈の基礎）	
	6	法学入門④（法制度論の基礎）	
	7	民法①（総則）	
	8	民法②（物権）	
	9	民法③（債権総論）	
	10	民法④（債権各論）	
	11	民法⑤（親族・相続）	
	12	憲法①（人権総論）	
	13	憲法②（人権各論①）	
	14	憲法③（人権各論②）	
15	憲法④（統治機構）		
16	まとめ		
テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない（レジュメを配布する）。 【参考文献】『法学検定試験委員会編『法学検定試験問題集ベーシック〈基礎〉コース』『法学検定試験問題集スタンダード〈中級〉コース』（商事法務・最新版）など。 【資料】必要に応じて、資料を配布する。			
学びの手立て 講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。			
評価 期末試験は行わず、授業参加度で評価する。			

学びの継続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法務研究Ⅱ	後期	水2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年	主としてメールで受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>不動産をめぐる権利変動を公示する手段である不動産登記制度について、その概略を学びます。民法で学んだ不動産をめぐる紛争に手続である不動産登記が深く関連することを学びます。法務研究Ⅱでは不動産登記制度の基礎となる部分を取り上げます。具体的には、不動産の登記記録や各種の図面の読み方を中心に学びます。来年度前期開講予定の法務研究Ⅲで学ぶ登記申請の準備となります。</p>	<p>不動産登記を読むことは決して難しくありません。</p>
到達目標	不動産についての紛争を回避するために必要な登記の読み方を身につける。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	テキストの購入
	2	不動産登記制度の目的	テキストに目を通す
	3	管轄登記所・登記官・登記簿	登記記録に目を通す
	4	図面（1）	地図を読む
	5	図面（2）	地積測量図などを読む
	6	登記記録を読む（1）	表示に関する登記を学習する
	7	登記記録を読む（2）	表題部の記載を法令で確認する
8	登記記録を読む（3）	図面の記載事項を法令で確認する	
9	登記記録を読む（4）	区分所有法を予習する	
10	登記記録を読む（5）	町中の建物を観察する	
11	登記記録を読む（6）	民法（物権法）を復習する	
12	登記記録を読む（7）	民法（相続法）を復習する	
13	登記記録を読む（8）	物権変動論を復習する	
14	登記記録を読む（9）	お金の貸借りを復習する	
15	登記記録を読む（10）	地役権を復習する	
16	期末試験	しっかり試験勉強をする	
実践	テキスト・参考文献・資料など 田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール） 適宜紹介します。		
	学びの手立て 不動産登記法、登記令、登記規則を熟読します。		
	評価 期末試験を行います。中間試験を行う場合もあります。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 法務研究Ⅲ（登記の申請を学ぶ）
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法務研究Ⅲ	前期	月 4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	3年	メールでお願いします。	

学びの準備	ねらい 不動産をめぐる国民の権利の保全に努める不動産登記制度について学びます。不動産登記は権利関係の当事者の申請によって行われます。不動産についての目に見えない権利関係を正しく登記記録により公示するために、虚偽の申請によって登記が行われることのないようにする必要があります。そのために、不動産登記制度がどのような仕組みになっているか、所有権移転登記などの具体的な登記の	メッセージ 自分で登記の申請ができるようになります。
	到達目標 所有権移転登記の申請ができるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（1）	
	3	不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（2）	
	4	申請情報の記録事項（総論）	
	5	添付情報（総論）	
	6	所有権保存登記の申請	
	7	所有権移転登記の申請 売買	
	8	所有権移転登記の申請 相続	
	9	所有権移転登記の申請 その他の原因	
	10	抵当権設定登記の申請	
	11	抵当権に関する種々の登記の申請	
	12	仮登記の申請	
	13	司法書士試験の書式過去問（1）	
	14	司法書士試験の書式過去問（2）	
	15	建物表題登記の申請	
	16	期末試験	
	テキスト・参考文献・資料など 田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール） 適宜紹介します。		
	学びの手立て 条文が重要です。		
	評価 期末試験を実施します。場合によっては中間試験を実施します。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 物権法。
-------	---------------------

※ポリシーとの関連性 実際に社会で法律に携わる方々の話を聞いて、法的思考能力（リーガルマインド）を養う一助とする。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法律実務論	後期	水2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	社会人講師13回、山下良1回、伊達竜太郎1回	1年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい この講義では、実際に法律に携わる仕事をしている方々を講師として招き、仕事の内容や、その仕事にどのように法律が関わっているかという話を聞いて、社会における法律の役割を学習し、皆さんの将来の進路選択に役立つ知識を得ることを目的とします。	メッセージ 皆さんが受けている法律の授業は、単なるテスト勉強ではなく、実際に社会を動かすルールとして運用されているのだというイメージを持つことが大切です。そのために、講師の方々の話を、興味を持って聞いて下さい。
	到達目標 法律が実際に社会でどのように運用されているのかを知るとともに、将来の就職活動に向けた動機づけを明確化する。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 弁護士、司法書士、行政書士、税理士といった法律専門家のほか、警察官、消防士、官庁の公務員、また、民間企業、銀行員の方々を講師として招く予定です。具体的な講師のリストは、初回講義の際に配布します。
	テキスト・参考文献・資料など 必要に応じて適宜紹介します。
	学びの手立て 講師の話を聞いて、関心を抱いた点、疑問点などをレポートとしてまとめる。
	評価 毎回のレポートの内容によって評価します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 講師の話をきっかけに、自分の目指す目標を見つけ、キャリア支援課などの有効な活用を目指す。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	保険・海商法	後期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	清水 太郎	3年		

学びの準備	ねらい 今日において、保険による保護を受けることなしに生活することは難しい。つまり、保険・海商法は私たちの生活に密着している。そこで、保険・海商法の基本概念を理解することを目標とする。	メッセージ 保険・海商法は、商法の中で最も実務的で面白い領域の一つである。テキストを中心に解説するが、それ以外にも、学生の加入している自動車保険の内容を確認するなど、実務にも目を向けたい。
	到達目標 保険・海商法の基本概念の理解。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	講義を始めるにあたって	レジュメを参照して予・復習
	2	保険の歴史①（海上保険）	同上
	3	保険の歴史②（海上保険以外）	同上
	4	保険契約の当事者および関係者	同上
	5	保険法改正のポイント	同上
	6	保険法総論	テキストpp1-17を読む
	7	保険契約総論	テキストpp18-41を読む
	8	被保険利益	テキストpp42-57を読む
	9	告知義務	テキストpp58-78を読む
	10	損害保険契約総論	テキストpp79-108を読む
	11	保険代位	テキストpp109-118を読む
	12	損害保険の免責事由	テキストpp119-137を読む
	13	責任保険一般	テキストpp138-143を読む
	14	専門家賠償責任保険	テキストpp143-152を読む
	15	自賠責保険	テキストpp153-174を読む
	16	任意自動車保険	テキストpp175-195を読む
	17	自動車保険のその他の特約	レジュメを参照して予・復習
	18	自動運転に関する問題点	同上
	19	各自の自動車保険の内容	同上
	20	生命保険契約	テキストpp196-222を読む
	21	保険金受取人	テキストpp223-246を読む
	22	生命保険の免責事由	テキストpp247-259を読む
	23	傷害疾病保険	テキストpp260-276を読む
	24	医療保険に関する問題点	レジュメを参照して予・復習
	25	がん保険に関する問題点	同上
	26	保険監督法	テキストpp277-302を読む
	27	再保険の基礎知識	レジュメを参照して予・復習
	28	保険法の隣接分野①（保険ADR）	同上
	29	保険法の隣接分野②（交通事故）	同上
30	保険法の隣接分野③（外国の保険）	同上	
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト 甘利公人＝福田弥夫＝遠山聡『ポイントレクチャー保険法〔第2版〕』（2017年・有斐閣）</p> <p>参考書 『保険法判例百選』（2010年・有斐閣）</p> <p>レジユメを配布する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>授業に出席して、予習・復習を欠かさないこと。</p>
	<p>評価</p> <p>試験100%</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形・小切手法」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	民事訴訟法	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	3年	講義終了後又はオフィスアワー(月3)に、教室又は研究室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 法的なトラブルが身近に起こりうることを理解し、ニュースや新聞で取り上げられている民事裁判に興味をもつこと。 法的なトラブルの解決方法にはどのようなものがあるか理解し、その最終手段となる民事裁判の基本的な流れを理解すること。 判例や事例問題について、テキストや六法を使って、理論的に思考できる力を身につけること。 	<p>法的なトラブルというと直ぐに思い浮かぶのは相続問題や交通事故かもしれませんが、普段の生活の中にも意外とトラブルは転がっているものです。LINEやFacebook、アルバイト先や友人関係、あなたにも思い当たることのあるのではないですか？では、これが大きなトラブルに発展したとき、法はどのような解決方法を用意しているのでしょうか？この講義で一から一緒に学んでいきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 民事裁判の流れとともに、基本的な法律用語や判例を理解し、自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 新聞やニュースで目にする民事裁判の内容を理解し、他人に分かりやすく説明することができるようになることを目指します。 身近な人が法的なトラブルに巻き込まれたときに、どのような解決方法があるか選択肢を提示するなどアドバイスができるようになることを目指します。 	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画	テーマ	時間外学習の内容
	回		
	1	ガイダンス（民事訴訟法入門）	
	2	民事紛争の調整手続①	テキスト第1章Ⅰを読むこと
	3	民事紛争の調整手続②	テキスト第1章Ⅰを読むこと
	4	民事訴訟法の沿革	テキスト第1章Ⅲを読むこと
	5	民事訴訟の基本的な流れ	テキスト第2章を読むこと
	6	訴訟手続の登場人物	テキスト第2章を読むこと
	7	訴状の記載事項・訴えの三類型	テキスト第2章Ⅰを読むこと
	8	訴訟物・請求の特定①	テキスト第2章Ⅰを読むこと
	9	訴訟物・請求の特定②	テキスト第2章Ⅰを読むこと
	10	訴えの利益①	テキスト第3章Ⅰを読むこと
	11	訴えの利益②	テキスト第3章Ⅰを読むこと
	12	当事者の概念・当事者能力	テキスト第2章Ⅲを読むこと
	13	当事者適格・訴訟担当①	テキスト第2章Ⅲを読むこと
	14	当事者適格・訴訟担当②	テキスト第2章Ⅲを読むこと
	15	中間試験	講義内容を復習すること
	16	訴訟能力・訴訟上の代理人①	テキスト第2章Ⅲを読むこと
	17	訴訟能力・訴訟上の代理人②	テキスト第2章Ⅲを読むこと
	18	民事裁判権	テキスト第2章Ⅱを読むこと
	19	裁判管轄①	テキスト第2章Ⅱを読むこと
	20	裁判管轄②・移送	テキスト第2章Ⅱを読むこと
	21	送達・訴え提起の効果	テキスト第2章Ⅰを読むこと
	22	審理の具体的な流れ	テキスト第3章を読むこと
	23	口頭弁論の諸原則	テキスト第3章Ⅱを読むこと
	24	弁論主義①	テキスト第3章Ⅱを読むこと
	25	弁論主義②・釈明権	テキスト第3章Ⅱを読むこと
	26	職権進行主義・争点整理手続	テキスト第3章Ⅱを読むこと
	27	証拠調べ手続①	テキスト第3章Ⅲを読むこと
	28	証拠調べ手続②	テキスト第3章Ⅲを読むこと
	29	自由心証主義・証明責任	テキスト第3章Ⅲを読むこと
30	判決の言い渡し・既判力	テキスト第4章を読むこと	
31	期末試験	講義内容を復習すること	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法(第7版)』有斐閣Sシリーズ(有斐閣) 参考文献：安西明子・安達栄司・村上正子・畑宏樹著『民事訴訟法』有斐閣ストゥディア(有斐閣) 上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法(第2版)』(有斐閣) 中島弘雅・岡伸浩編著『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 資料：判例等の必要な資料については、講義時に配付します。</p>
学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判に関心を持って受講してもらうことが重要なので、民法(物権法・債権総論・債権各論)、商法(商法総則・会社法)、裁判法に関心があり、それらの科目を事前又は並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、六法、配付レジュメを使って講義をします。毎回は必ず持参してください。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項は板書しますので、講義中は集中してノートを取るようしてください。なお、スマホ等で黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてください。
	<p>評価</p> <p>中間試験(45%)・期末試験(55%)の成績で評価します。 中間試験を受験していない場合は、期末試験を受験できません。</p>
学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>民事裁判の基本的な流れを理解したら、次は、民事訴訟手続の関連科目に当たる「民事執行法」や「倒産法」を受講してみましょう。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	民法総則	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	1年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい この講義では、民法の「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった私たちの私生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。	メッセージ 民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。
	到達目標 人の私生活についての基本法である民法の、基礎的な知識を身につける。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、民法とはどのような法律か	テキスト、六法を準備すること
	2	民法の意義	テキスト4～11ページ
	3	民法の法源と解釈	テキスト11～18ページ
	4	民法の基本原則	テキスト9ページ
	5	私権行使の原則	テキスト20～32ページ
	6	権利の主体① 権利能力の始期	テキスト33～34ページ
	7	権利の主体② 胎児の権利能力	テキスト34～35ページ
	8	権利の主体③ 権利能力の終期	テキスト35～39ページ
	9	権利の主体④ 法人	テキスト59～73ページ
	10	権利の主体⑤ 法人の機関と権利能力	テキスト73～95ページ
	11	意思能力と行為能力	テキスト40～42ページ
	12	制限行為能力者① 未成年者	テキスト43～45ページ
	13	制限行為能力者② 成年被後見人	テキスト45～47ページ
	14	制限行為能力者③ 被保佐人	テキスト47～50ページ
	15	制限行為能力者④ 被補助人	テキスト50～55ページ
	16	中間試験までのまとめ	中間試験までのまとめ
	17	中間試験	中間試験
	18	権利の客体① 物	テキスト102～103ページ
	19	権利の客体② 物の分類	テキスト103～106ページ
	20	法律行為① 法律行為の種類と有効要件	テキスト107～110ページ
	21	法律行為② 心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤	テキスト122～146ページ
	22	法律行為③ 詐欺、強迫	テキスト146～151ページ
	23	条件、期限、期間	テキスト175～181ページ
	24	代理① 代理制度の意義	テキスト182～183ページ
	25	代理② 代理行為の要件	テキスト184～197ページ
	26	代理③ 無権代理	テキスト204～217ページ
	27	代理④ 表見代理	テキスト217～238ページ
	28	時効① 時効制度の意義	テキスト243～254ページ
	29	時効② 取得時効と消滅時効	テキスト284～300ページ
30	時効③ 時効の完成猶予と更新	テキスト268～284ページ	
31	期末試験	期末試験	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ 総則〔第4版〕』（有斐閣、2018年1月）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p>
	<p>評価 中間試験（100点）と期末試験（100点）の合計によって評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	労働法 I	前期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>現代社会では、多くの人々は、労働者として企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行することで生活の糧を得ている。このような労働関係を規制する法律を総称して労働法というが、この講義では、労働法のうち雇用関係法と呼ばれる分野について、その基本的内容と理論、そして問題点について習得することを目的とする。</p>	<p>講義に当たっては各単元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、アルバイトをしている学生は、自分がどんな契約の下で働いているか調べてみることを目標とする。</p>
到達目標	<p>労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題に関して、どのような法規制が行われているかについて学ぶ。具体的には、労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法などがどのような規制を行っているか、その規制方法と規制内容について基本的な知識を身につけることを目標とする。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	総論①（雇用関係法とは何か）	レジュメを参照して予習・復習
	3	総論②（雇用関係法の適用対象）	レジュメを参照して予習・復習
	4	労働契約①（労働契約の権利義務）	レジュメを参照して予習・復習
	5	労働契約②（契約期間）	レジュメを参照して予習・復習
	6	労働契約③（就業規則）	レジュメを参照して予習・復習
	7	労働契約④（就業規則の不利益変更）	レジュメを参照して予習・復習
	8	労働憲章と均等待遇①（労働憲章）	レジュメを参照して予習・復習
	9	労働憲章と均等待遇②（均等待遇）	レジュメを参照して予習・復習
	10	採用と人事①（採用内定）	レジュメを参照して予習・復習
	11	採用と人事②（昇格・降格）	レジュメを参照して予習・復習
	12	採用と人事③（配転・出向）	レジュメを参照して予習・復習
	13	賃金①（賃金支払の原則）	レジュメを参照して予習・復習
	14	賃金②（賞与・退職金）	レジュメを参照して予習・復習
	15	賃金③（休業手当）	レジュメを参照して予習・復習
	16	労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則）	レジュメを参照して予習・復習
	17	労働時間・休憩・休日②（時間外労働）	レジュメを参照して予習・復習
	18	労働時間・休憩・休日③（休憩・休日）	レジュメを参照して予習・復習
	19	労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇）	レジュメを参照して予習・復習
	20	安全衛生・労災補償①（安全衛生）	レジュメを参照して予習・復習
	21	安全衛生・労災補償②（労働災害）	レジュメを参照して予習・復習
	22	安全衛生・労災補償③（労災補償の認定）	レジュメを参照して予習・復習
	23	職場規律と懲戒①（職場規律）	レジュメを参照して予習・復習
	24	職場規律と懲戒②（懲戒処分）	レジュメを参照して予習・復習
	25	雇用関係の終了①（退職）	レジュメを参照して予習・復習
	26	雇用関係の終了②（解雇）	レジュメを参照して予習・復習
	27	非典型雇用①（有期契約）	レジュメを参照して予習・復習
	28	非典型雇用②（パートタイム労働）	レジュメを参照して予習・復習
	29	非典型雇用③（派遣労働）	レジュメを参照して予習・復習
30	雇用関係の紛争解決システム	レジュメを参照して予習・復習	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： ・山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第5版）』（有斐閣・2015年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第9版）』（有斐閣・2016年）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>私たちが生活の糧を労働を通じて得ようとする以上、労働関係をめぐるさまざまな問題に直面する可能性を完全に排除することはできない。そのような問題に直面した際に、自分が労働者としてどのような権利を持ち、どのような保護を受けることができるのかを知ることは、自分の身を守るためにも非常に重要である。将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅱ、社会保障法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	労働法Ⅱ	後期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	労働者により結成された団体である労働組合と使用者との関係を一般的に労使関係と称するが、日本国憲法は、28条において労働基本権を保障し、また、これを具体化した法律として労働組合法および労働関係調整法がある。この講義では、これら憲法および法律について学び、労使関係に関する基本的な知識を身につけることを目的とする。	講義に当たっては各單元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、労働組合という組織になじみのない受講生が多数だと思われるが、会社との関係で労働者が一致団結することによりどのような効果があるかを想像しながら受講して欲しい。
到達目標	憲法28条の保障する団結権、団体交渉権、団体行動権についてその具体的な保障内容を理解した上で、労働組合法および労働関係調整法の基本的な知識を修得することにより、労働者の結成する労働組合の目的や社会の中で果たす役割について理解を深めることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	労働基本権①（労働基本権の歴史）	レジュメを参照して予習・復習
	3	労働基本権②（労働基本権の意義）	レジュメを参照して予習・復習
	4	労働基本権③（労働基本権保障の内容）	レジュメを参照して予習・復習
	5	労働基本権④（労働基本権の制限）	レジュメを参照して予習・復習
	6	労働組合①（労働組合の機能と形態）	レジュメを参照して予習・復習
	7	労働組合②（労働組合の内部運営）	レジュメを参照して予習・復習
	8	労働組合③（労働組合の組織変動）	レジュメを参照して予習・復習
	9	労働組合④（組合活動(1)）	レジュメを参照して予習・復習
	10	労働組合⑤（組合活動(2)）	レジュメを参照して予習・復習
	11	団体交渉①（団体交渉の意義と形態）	レジュメを参照して予習・復習
	12	団体交渉②（団体交渉の当事者）	レジュメを参照して予習・復習
	13	団体交渉③（団体交渉の手続・態様）	レジュメを参照して予習・復習
	14	団体交渉④（団交拒否の救済）	レジュメを参照して予習・復習
	15	労働協約①（労働協約の意義）	レジュメを参照して予習・復習
	16	労働協約②（労働協約の法的性質）	レジュメを参照して予習・復習
	17	労働協約③（労働協約の一般的拘束力）	レジュメを参照して予習・復習
	18	労働協約④（労働協約と労働条件変更）	レジュメを参照して予習・復習
	19	争議行為①（争議行為の概念）	レジュメを参照して予習・復習
	20	争議行為②（争議行為の正当性）	レジュメを参照して予習・復習
	21	争議行為③（争議行為と賃金）	レジュメを参照して予習・復習
	22	争議行為④（争議行為と責任追及）	レジュメを参照して予習・復習
	23	争議行為⑤（使用者の争議対抗行為）	レジュメを参照して予習・復習
	24	争議行為⑥（争議調整）	レジュメを参照して予習・復習
	25	不当労働行為①（不当労働行為とは）	レジュメを参照して予習・復習
	26	不当労働行為②（不当労働行為の主体）	レジュメを参照して予習・復習
	27	不当労働行為③（不当労働行為意思）	レジュメを参照して予習・復習
	28	不当労働行為④（不利益取扱）	レジュメを参照して予習・復習
	29	不当労働行為⑤（支配介入）	レジュメを参照して予習・復習
30	不当労働行為⑥（不当労働行為の救済）	レジュメを参照して予習・復習	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第5版）』（有斐閣・2015年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第9版）』（有斐閣・2016年）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>私たちが生活の糧を労働を通じて得ようとする以上、労働関係をめぐるさまざまな問題に直面する可能性を完全に排除することはできない。そのような問題に直面した際に、自分が労働者としてどのような権利を持ち、どのような保護を受けることができるのかを知ることは、自分の身を守るためにも非常に重要である。将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅰ、社会保障法</p>